

## むつ市議会第190回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成18年12月19日(火曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 第1 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 21番 工藤孝夫 議員
- (2) 4番 堺孝悦 議員
- (3) 58番 斉藤孝昭 議員
- (4) 18番 柴田峯生 議員

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（54人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	6番	川	下	八	十
8番	菊	池	一	郎	9番	新	谷		功
10番	濱	田	栄	子	11番	高	田	正	俊
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
20番	横	垣	成	年	21番	工	藤	孝	夫
22番	大	澤	敬	作	25番	東	谷	正	司
26番	東	谷	良	久	27番	佐	々	木	隆
28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強
30番	坂	井	一	利	31番	福	永	忠	雄
32番	板	井	磯	美	33番	飛	内	賢	司
35番	田	澤	光	雄	36番	徳			誠
37番	佐	々	木	肇	38番	鎌	田	ち	よ
39番	菊	池	広	志	40番	野	呂	泰	喜
41番	杉	浦		洋	42番	千	賀	武	由
43番	目	時	睦	男	44番	田	高	利	美
45番	澤	田	博	文	46番	菊	池		清
48番	工	藤	清	四	郎	49番	服	部	清
50番	杉	本	清	記	51番	慶	長	徳	造
52番	佐	藤		司	54番	牛	滝	春	夫
55番	本	間	千	佳	56番	半	田	義	秋
57番	坪	田	智	十	58番	斉	藤	孝	昭
59番	中	村	正	志	60番	富	岡		修
61番	川	端	澄	男	62番	宮	下	順	一

欠席議員（8人）

7番	小	林		正	15番	石	田	勝	弘
19番	久	保	田	昌	司	23番	千	船	司
24番	松	野	裕	而	34番	赤	松		功
47番	柏	谷		均	53番	工	藤	直	義

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営企業者	杉山	重一
監査委員	菊池	十川	選挙管理委員会事務代理	佐々木	鉄郎
農委委員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
総務調整	佐藤	忠美	総務部事務室長	西堀	敏夫
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉部長	名久井	耕一	経済部長	佐藤	純一
建設部長	成田	豊	教育部長	宮下	孝信
教委事務	新谷	加水	公営企業局長	小川	照久
監査委員	遠藤	雪夫	総務部長	千船	藤四郎
企画調整	近原	芳栄	福祉部長	佐藤	節雄
保福副課	佐々木	順	建設課	太田	信輝
選挙事務	大芦	清重	農委事務局	村川	修司
総務主幹	花山	俊春	企画課	奥島	慎一
企画課	下山	益雄	民生部対策課	清藤	巡一
経済観	中嶋	達朗	建設課	布施	恒夫
川所	佐藤	吉男	大庁舎	伴	邦雄

脇野沢 庁舎所長	船	澤	桂	逸	脇野沢 庁教委教員課 総務係	山	崎	秀	春
総務課 部長	鴨	澤	信	幸	総務係 行政	吉	田		真
総務政 務係査 査	澁	田		剛					

事務局職員出席者

事務局 長	小	島	昭	夫	次	長	高	田	文	明
総括主幹	工	藤	昌	志	主	幹	柳	田		諭
庶務係 長	金	澤	寿々	子	庶務主 任	係査	濱	村	勝	義
調査係 査	青	山		諭	議主	事	赤	石	奈	穂子
議事係 任	葛	西	信	弘						

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は53人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

12月15日、本会議終了後の議会運営委員会において、全議員から提出がありましたむつ市議会会議規則の一部を改正する規則、道路整備の推進に関する意見書及び男女共同参画社会の実現をめざす決議については、12月22日の本会議に議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

## 発言の申し出

○議長（宮下順一郎） ここで、横垣成年議員より発言の申し出がありますので、これを許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 発言の機会を与えてくれた議長には、格段のご配慮をいただきありがとうございました。改めて感謝をいたします。

さて、私は15日の一般質問の介護保険料軽減制度拡充を求める質問の中で、50代から70代の方に対して大変失礼な言い方をしたことに対し、深くおわびをいたします。私は、今後このような言動のないよう反省し、精進してまいりたいと思いま

すので、市民におかれましては、何とぞお許しくださいることを切にお願いするものであります。

また、議場におかれまして皆様方にも、議会の品位を傷つけたことに対し、深くおわびをいたします。

なお、議長におかれましては、私の問題となった部分の発言を会議録から削除してくださることをお願いし、私の市民、議員皆様方への謝罪とさせていただきます。どうも申しわけありませんでした。

○議長（宮下順一郎） これで、横垣成年議員の発言を終わります。

## 発言の取り消し

○議長（宮下順一郎） ただいま横垣成年議員から、12月15日の一般質問での発言の一部に不適切な表現があったので、取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。横垣成年議員からの発言の取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、横垣成年議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## 日程第1 一般質問

○議長（宮下順一郎） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、工藤孝夫議員、堺孝悦議員、斉藤孝昭議員、柴田峯生議員の一般質問を行います。

工藤孝夫議員

○議長（宮下順一郎） まず、工藤孝夫議員の登壇を求めます。21番工藤孝夫議員。

（21番 工藤孝夫議員登壇）

○21番（工藤孝夫） 皆さん、おはようございます。旧川内町、日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第190回定例会に当たり、通告に基づいて質問をいたします。

ことしも残すところあとわずかが終わろうとしております。ことしほど国民の生活がずたずたにされた年はなかったのではないのでしょうか。医療制度の改悪、ゆがめられた税制による高齢者、低所得者、サラリーマンへの重税、広がる格差、相次いだ社会保障の改悪があり、多くの市民にとって、もはや耐えがたいものとなっております。中でも一連の医療改悪の大波は、弱者切り捨てそのものとして国民を覆っています。小泉内閣による主な医療の改悪は、この1年に限って見ても、余りにひどいものです。

一つには、10月に現役並み所得の70歳以上の高齢者窓口負担が2割から3割に、二つに、療養病床入院の70歳以上の食費、居住費の負担増額、三つに、高額療養費の自己負担限度額引き上げ、四つに、保険適用外を組み入れた混合診療の拡大を推し進めました。これらの医療改悪に加えて、1月に所得税の定率減税の半減、6月に住民税の定率減税の半減、同月公的年金控除縮小、老年人控除の廃止、同じく高齢者の非課税限度額の廃止など、社会保障改悪を強行しました。加えて来年早々1月に所得税の定率減税の全廃、6月には住民税の定率減税全廃が決定されています。このような弱者切り捨ての施策は、5年余に及ぶ小泉内閣の一貫した政策であり、まさに国民の命と暮らしが日々脅かされている、これが多くの方の実感で

あろうと思うものであります。

さて、私はこうした改悪に加えて、ことし4月の診療報酬改定以後のリハビリ日数制限によるリハビリ医療の打ち切り問題について質問いたします。最近報道もされていますが、ご承知のように4月からの診療報酬の改定によって、医療保険のきくりハビリテーションに日数制限が導入されて8カ月たちました。全国保険医団体連合会の調査では、全国的には20万人を超す患者がリハビリを打ち切られているおそれがあるとされています。政府の機械的な打ち切りはしないという説明に反して、深刻な影響が広がっていることのあらわれであり、患者や家族、そして医療機関を含めて重大な問題となっています。

リハビリの制限日数は、疾患によって異なり、脳血管疾患などリハビリで発症から180日、運動器リハビリと心大血管リハビリで150日、呼吸器リハビリは90日とされています。しかし、当然のことながら、個々の患者の障害や病状には個人差があります。同じ病気でも、病状によりリハビリを必要とする期間は異なります。また、リハビリなしでは生活機能が落ち、命にかかわる患者も出ることは明らかでありましょう。障害を負った患者は、この制度によって身体の質を守ることができず、寝たきりになる人が多いことは広く指摘されていることです。その意味でも、リハビリは障害を抱えた患者にとって命綱であり、必要なリハビリの打ち切りは、生存権の侵害につながるものであります。

私も先般医療現場にお邪魔させてもらい、現場の声を直接拝聴させていただきました。医療機関の苦悩も深刻であります。こうした現状のまま推移するならば、リハビリ難民と言われる患者が増大することは必至であります。こうした現実に今後市としてどのように取り組んでいかれるのか、市の医療機関の現状に対する所見及び対応方につ

いて問うものであります。

次に、国道338号、わけても旧川内町における戸沢、田野沢、高野川、松川、宿野部地区の融雪溝整備促進についてお尋ねいたします。ご承知のとおりこの道路は、旧むつ市から旧脇野沢村に至る唯一の路線であり、動脈ともなっております。しかし、現状は見られるように、狭隘や曲線箇所が多いため、冬期の積雪により小型車同士の交差も困難を来しております。通学児童・生徒、高齢者等の交通事故や救急車両の安全運行が懸念されます。この路線の改良及び融雪溝の整備は、合併前からの、また合併時の川内地区の重点要望として引き続き整備の促進方を強く要望した事項でもあります。幸いにして仲崎地区はめどが付き、前進を見るに至っております。ただいま申し述べた地区についても、早期に整備促進が図られますよう強く求めますが、見通し及び方策方についてお聞かせ願いたいと思います。

以上、前進ある答弁を求めまして、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 工藤孝夫議員の医療問題についてのご質問にお答えいたします。

国は、長期にわたり効果が明らかでないリハビリが行われているとの指摘を踏まえ、本年4月の診療報酬改定で、リハビリ診療に疾患ごとの算定日数の上限を設定いたしました。リハビリ診療は、発症直後に病気の治療と並行して行う急性期、病気の治療が一段落して身体機能回復を目指す回復期、症状が安定してからの慢性期に分けられております。今回の診療報酬改定は、リハビリの期間において脳血管疾患、運動器、呼吸器、心大血管疾患の別に90日から180日の日数上限が設けられたことにより、これまで医療機関で保険診療として無制限に受けられたリハビリが高次脳機能障害

や難病などを除き、上限日数を過ぎると受けられなくなりました。

議員ご指摘のとおり、この改定に対し、医療関係者や患者団体からは脳卒中などによる後遺症の場合は、発症後すぐにリハビリを始められない人や機能回復のペースが遅い人もおり、また高齢者の場合は脳卒中だけという人は少なく、ひざや心臓など、問題が多岐にわたるケースが多く、発症から起算して一律に上限を設けることは、機能回復の見込める患者のリハビリを受ける機会が閉ざされ、いわゆるリハビリ難民患者が急増しかねないということから、全国的に制度撤廃の運動が広がっております。

国は、医療保険によるリハビリを打ち切られた場合は、介護認定を受けて介護保険の通所リハビリ等に移ることを勧めておりますが、長期リハビリに対する患者の不安は、依然として解消されていないのが実情であります。

このように医療関係者や患者団体からの指摘を踏まえ、厚生労働省では患者の状況について実態調査を行うこととしており、その結果を2年後の診療報酬の改定に反映させる意向のようですが、国が医療関係者等専門的な立場の方々の意見をもとに行った制度改正でありますので、ただちに現状を変更することは非常に難しいであろうと考えております。

市内のリハビリの現状を申し上げますと、リハビリ診療を総合的に行える医療機関は、むつ総合病院とむつリハビリテーション病院であります。むつ総合病院は、急性期の治療を主としており、疾病発生から3カ月程度までの医療を行っておりますし、むつリハビリテーション病院は、回復期、慢性期の治療を主としており、さらに介護保険でのリハビリも行っております。

国が推し進めるリハビリ部門における医療保険と介護保険との役割分担は、専門職の確保等の問

題もあり、非常に難しいものがあります。本市においては、むつ総合病院とむつリハビリテーション病院がむつ下北医師会のご協力もあって、専門職を確保のうえ役割分担を定めていることから、国が推奨する医療保険の適用が終わった患者さんの介護保険への移行がスムーズに行えるのではないかと考えており、今回の医療制度改正が患者さんに与える影響は、他の地域よりも低く抑えられるのではないかと考えているところであります。

むつ総合病院とむつリハビリテーション病院から聞き取り調査をいたしましたところ、日数制限がされてからの外来患者数は、むつ総合病院で8月から月平均延べ人数で1,000人ほど減っているとのことですが、引き続きリハビリを受ける必要がある患者さんは、むつリハビリテーション病院の訪問、通所リハビリを受けているとのことであります。

また、むつリハビリテーション病院は、介護型療養病床を40床有しており、医療型のみならず、介護方のリハビリテーションに十分対応できる施設であるということを示添えておきたいと存じます。

以上、本市の現状等を申し上げましたが、医療制度の改正がなされており、患者さんにとっては厳しい状況にあるわけではありますが、本市がご得る体制を整え、リハビリ難民と言われる方々を生じさせないよう努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、国道338号流雪溝整備についてのご質問にお答えいたします。本年6月のむつ市議会第188回定例会の一般質問において、大澤議員のご質問にもお答えいたしました。旧川内町では合併前から流雪溝の整備には積極的に取り組まれておりまして、未整備地区からの整備要望が強いことは十分認識いたしております。そのような状況を踏まえ、高野川、仲崎、桧川、宿野部地区にお

いて平成18年度の青森県に対する重点要望に取り上げまして、仲崎地区が平成18年度に採択され、着工に至っております。残る3地区並びに戸沢、田野沢地区を含む国道部分の整備につきましては、現在着工の順序並びに整備時期について申し上げることができませんが、県の意向を確認したところ、今後の流雪溝の整備については人家連檐部等において水源及び流末が確保され、維持管理等、地元住民の協力が得られる地区を対象とし、積極的に整備を進めるとしております。

具体的には、流雪溝利用者から成る管理組合を組織し、完成後における施設の維持管理及び整備区間内の空き家や空き地部分に関しても地元の協力体制によって歩行者空間の確保ができるかどうか整備のかぎを握っているとのことあります。したがって、県への要望に当たっても、このような地区から要望していかざるを得ないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（工藤孝夫） 順序は逆になりますけれども、流雪溝設置の件であります。

私たちは、4月に旧川内町の住民アンケートを実施いたしました。10月時点のまとめで4年前の3倍を超える返送があったわけであります。その設問の中で、新むつ市に力を入れて取り組んでほしい問題として、流雪溝の設置を求めたのが4番目に多い数字でありました。その中に田野沢、それからまた戸沢地区の要望が非常に多くあったということで、新たに二つの地区を要望したということでございますので、申し添えておきたいと思っております。この件については、積雪が多いということとあわせて、冒頭に述べましたように、狭隘及び曲線箇所が非常に多い路線だということでございますので、実現方に向けて今後とも強力に働きかけていただきますように強くこの際要望してお

きたいと思います。

次に、診療報酬改定によるリハビリ制限の問題ですが、答弁でもあったと思いますけれども、このリハビリの日数制限問題で、いわゆる国は介護保険で利用しなさいということで進めてきたわけですが、40歳以下の方々は、特定の疾患で障害を負ったということで認定されませんと対象にもなりません。それで、全く自己負担だということになれば、これまたお金のない患者は命にもかかわるといふことにもなりかねず、障害者に格差をつけるという結果にもつながるといふ二重に大きな問題になるというふうに認識しております。

先ほど市長も答弁の中で市の現状の問題を若干触れられましたけれども、先般、今月初め、私も市内の二つの病院にお邪魔して、現場の声を聞かせてもらい、実態も大体知ることができました。しかし、本当に深刻です。いろいろな団体の調査もされておりますけれども、むつ総合病院のリハビリ科によりますと、脳血管の疾患患者で180日でリハビリテーション中止、終了となった患者が報酬改定の4月1日から9月30日までの現在で92人あると。150日の期限で打ち切られる運動疾患患者では、8月30日現在で、これも90人になっていると。さらには、有効期限が切れる患者の数においては、その時点で脳血管患者が173名、運動疾患患者では266名という膨大な数に上っているという実態がございます。加えて現場では、あの人はリハビリが続けられて、なぜ私の家族は打ち切られるのかという、患者同士の確執も生まれているのだと、そういう深刻な声も聞かされました。それで、医師の方も非常に模索しながら、重い患者の救済措置に苦慮しているということもわかりましたし、リハビリのスタッフでは、日数あるいは時間をかけて頑張っているのだけれども、単価が低く抑えられているためになかなか評価基

準にならないと。専門のスタッフもふやしたいのだけれども、残念だけれどもできないのだという、そういう苦悩苦闘を聞かされたわけであります。

そこでお尋ねしたいのは、このリハビリ日数制限で打ち切られた患者の方々は、むつリハビリテーション病院だとか、あるいはまた他の施設だとか、あるいは在宅だとか、それぞれ移ったと思うのでありますが、そういう患者がその後どのような措置をされておられるのか、その動態の調査がなされているものなのかどうか、その点でお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 工藤孝夫議員もそうではありますが、むつ総合病院、むつリハビリテーション病院、いずれも下北医療センターの事務組合の方の議会で扱われるべき問題でございます。そちらの方の担当が出席した議会でありまして、今のようなお尋ねにはただちにお答えできるのでありますが、お尋ねのうち福祉部門に関することにつきましては、保健福祉部長からお答えさせますが、病院から詳細な資料はこの場では受けられませんし、お答えもできない状況にあることは念のために申し上げておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

ただいまの日数制限後の患者の動向ということでございますが、ただいま市長の方からお答えございましたように、福祉部門の方で把握できる部門についてお答えしたいと思います。

まず、現実的には個別での把握は困難でございます。ただ、市長からただいまお答え申し上げましたとおり、むつ総合病院におきましては、この8月からリハビリ外来が月平均で延べ1,000人ほど減っているということでもございました。このことにつきましては、むつリハビリテーション病院に聞き取り調査をしましたところ、通所リハビリ

等の患者動向は平成17年度の1日当たり約7人から今年度は倍以上にふえているということでございましたので、介護保険の通所サービス施設でもある当該施設へ移って、引き続きリハビリを受けているものというふうに数字からも裏づけられていると、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（工藤孝夫） 市長答弁の中で、むつ下北は一つの特別な体制も持っているということで、リハビリ難民が生じないように努力しているのだという前進的な答弁が出されたわけです。その点につきましては、ぜひともそういうことで取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、きょうの新聞報道でもありましたけれども、厚生労働省では、難病患者への補助の打ち切りを当初方針として持っておったのだけれども、それを撤廃したという記事が報道されております。この件につきましても、厚生労働省の方では非常に影響が大きいということで、次回の報酬改定をする際には2年後ですけれども、反映するという報道もされております。この実態調査というのはいつごろから入るものなのかどうか、この点もお尋ねしておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） きょうの新聞に出ていたことの実態調査をしろということは、非常に困難であります。実態調査は、常に進めています。ただ、それをどのように分析するかは国の仕事であります。ですから、調査の依頼があった時点で進めている調査もありますし、これから調査をすることもありましょう。具体的なことは、保健福祉部長がお答えした方が理解いただきやすいかと思しますので、そのようにいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

実態調査ということのお話でございますが、これにつきましては、まだ私どもその辺の情報は入ってございませんで、お答えできかねますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（工藤孝夫） 医療問題で全国市長会では、医師の確保については決議を上げているというふうなことがこれまでも報道されておりますけれども、こうした今のようなリハビリに関する問題だとか、そういうものは全国市長会等でも国に意見を上げるだとか、決議をするだとか、そういう動きとしてあるものなのかどうか、この点が一つと、それから市としてこれらの問題でどういう方法といたしますか、手段で厚生労働省等に患者のこの実態を反映していくものなのか、この際お尋ねしておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私も全国市長会の顧問という立場でありまして、さまざまな会議に招集されております。大体毎週一つぐらいは会議があるようですが、その速報は来ております。しかし、速報で来ておるものは、あくまでも全国市長会独自の行動でありまして、国に対して大きな要望をする場合には、ほとんどは地方六団体が共同で行動する、要望行動などをするということでありまして、そのような行動は、ただいまお尋ねの件につきましては、まだ動いていないと私は今判断しております。大抵毎週2回か3回全国市長会の動向については速報が来るのでありますが、ほとんど私は目を通してはおりますけれども、その目を通した中にはなかったと記憶しております。今後行動を展開しなければならない事例に発展するだろうという考えは持っております。

○議長（宮下順一郎） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堺 孝悦議員

○議長（宮下順一郎） 次は、堺孝悦議員の登壇を求めます。4番堺孝悦議員。

（4番 堺 孝悦議員登壇）

○4番（堺 孝悦） それでは、通告に従って質問させていただきます旧大畑町選出、自民クラブに所属する堺孝悦でございます。今回の質問は、5項目にわたります。

まず一つ目は、今年度の除雪計画についてということです。要旨としては、去年は合併前のそれぞれの町村の除雪体系ということで来た経緯がありますけれども、ことしから一元化、これは料金のことを指しています。さらには、直営を委託というふうに除雪の料金、体系とも変わりました、変わった経緯と問題点を市長から答弁を求めるものであります。

また、市長は非常に私と違って博識でありまして、時々辞書を引かなければわからないような文言が出ますので、なるべく平易な言葉でひとつお願いいたします。

それから、二つ目は、入札制度の現況についてということで、昨今非常に首長のいわゆる官製談合の温床と言われている一般競争入札、さらに指名競争入札、そして随意契約と多岐にわたる契約がありますけれども、むつ市の入札の現況と問題点について市長の所見をお伺いする次第であります。

三つ目といたしまして、これは非常に個人的な

発想ではありますけれども、いわゆるリサイクル社会ということで、私の情報をもとに担当部局とヒアリングをいたしましたけれども、詳細は担当部局に申し上げてありますけれども、BDF、いわゆる植物性による代替燃料について市長のお考えをいただきたいと思っております。

四つ目、労働者の退職金、これも新聞報道で私知ったのですが、これは今、市庁舎移転問題と非常に関連する事項でありますけれども、旧アークスプラザの23人の元従業員の方が破産前に自主的に退職した未払いの問題があります。このことについて市長の現在の考え方を問うものであります。

最後に、これは毎日日々刻々と報道されています。きょうも朝刊に載っていましたが、県での経営と言われていた下北少年自然の家の運営が、廃止という方向から市への譲渡ということで、市長も県とのやりとりの中で非常に模索しています。これまで諸般の報告でも我々に報告がありましたけれども、これからの市としての考え方、そしてまたさらに一番大事な財政的な裏づけ、このことについてお尋ねするものであります。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 堺孝悦議員のご質問にお答えいたします。

除雪計画についてであります。これは料金の一元化について、経緯と問題点を述べよとのご質問であります。初めに、料金の一元化についての経緯を申し上げますと、従来旧むつ市では全面業者委託で除雪を実施しておりましたが、旧3町村では業者委託のほか、直営や重機の借り上げ等により除雪を実施してきた経緯があります。この除雪体系の相違につきましては、合併時の協議の中

でも検討されてきておりますが、全面委託を前提に当面は各地区の事情を踏まえ、従来各地区で実施してきた方法により除雪を実施し、その後再編することで協議が調っております。こうしたことを背景に、平成18年度以降の除雪は全面委託とし、同一市内で行われる除雪に係る委託料金も一元化したものであります。

次に、問題点についてであります。除雪料金の一元化を旧むつ市の算定に合わせ、積算したところ、各地区のこれまでの委託費が高騰したことが挙げられます。この要因といたしましては、各地区の委託費に対する積算根拠が違っていることによるものであります。各地区とも除雪用重機の単価は、青森県で策定した合成単価に基づいておりますが、諸経費につきましては、旧むつ市を除き、県の策定した諸経費率によらず、各地区の事情によりそれぞれ独自の率を定めておりましたので、より根拠性の高い旧むつ市に一元化した結果、委託費の高騰につながったものであります。この問題につきましては、今後検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

今後除雪につきましては、根本的な部分からの見直しも必要と考えておりますので、申し添えておきたいと思っております。言葉を変えて申し上げれば、いささか拙速に過ぎたのかなという思いもなしとしません。

次に、入札制度についてのご質問にお答えいたします。当市の入札、契約の執行につきましては、地方自治法第234条、同法施行令、政令の趣旨をもとに住民の信頼及び請負業者の育成、地域経済の活性化を考慮した発注を最優先に考えた指名競争入札を原則としております。また、随意契約につきましては、競争性を高める発注を基本としておりますが、真にやむを得ず1社と随意契約する場合は、その理由及び必要性について十分に審査検討し、執行しております。

落札率につきましては、予定価格が1,000万円以上の工事で、平成17年度は発注件数49件、落札率94.8%、平成18年度は11月末現在で発注件数35件、落札率95.51%となっております。今後においても、現在の契約方式を運用し、契約事務の適正な履行が確保できるよう万全を期してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じておりますが、ただし全国の市町村での発注形式は、今それぞれが新しい手法を模索している時期でございます。私が知っている範囲では、横須賀市、あまちには特に土木建築業で300社以上の事業者がいるようでありますが、横須賀市内に住所を有する業者全体に指名をしているようであります。さらに、コンピューターによる入札をしており、上のけたは秘密にしておりますが、万円未満の金額については業者が集まってくじを引いて金額を決めるという仕掛けをやっているようであります。だれがどの数字を引いたかわからないという仕掛けになっている。こういう入札の方法も現在現実に行われているというようなことがございますので、今我々が行っている入札の方式が正しいと思って選択した方法であります。必ずしも絶対であるとは言い切れない。でありますから、今後とも研さんを重ねて、我々の地域に適して、適正な手法を守る方式を選択する可能性を今探っているというところであります。

次に、BDFの利用の考え方はどうかということとあります。BDF、バイオ・ディーゼル・フューエルであります。この利用については、てんぷら油などの廃食用油に水酸化ナトリウムなどを加え、人工的に作り出す軽油にかわる新燃料のことで、軽油に比べて大気汚染物質である硫黄酸化物や黒煙の排出も極めて少なく、地球環境に優しく、走行性や燃費も軽油と遜色のないものと伺っております。

また、地球温暖化防止の取り組みとしても、B

D Fの燃焼により発生する二酸化炭素は、京都議定書の規定で排出量に換算されないことから、その効果が期待されているところであります。

一方、アジア地域の急速な経済成長などを背景に世界のエネルギー需要が急増する中、従来の化石燃料にかわるエネルギーとして、エネルギーの安定供給の観点からも、B D Fを初めとした新エネルギーが世界じゅうで注目を浴びているところであります。特にブラジルで、もう既に30年前から始まっております米を原料とした新しい燃料、アルコールに近いものであります。そういうものは日本でも、私が読んだ本の中に、当時の通産省の官僚が、これを日本でも開発すべきだという提唱をしております。現在は日本の自動車メーカーがさらにその上をいく新エネルギーを使うシステムを開発して、世界的に販売も好調のようでありますので、そのような方法もあるということのようであります。

B D F、特に食用油を原料としたものについては、既にこれは国営放送の中で私が見た限りでは、2度放映されております。しかし、その事業を営んでいる人は、地方公共団体というわけにはいかない状況にあります。まず、油を集める、それからそれを加工する、そして買ってもらう。この三つの段階をスムーズに行えるのは、やはり民間の業者の方々が、ほとんどが自らの商売と並行させて行う、あるいはN P Oのような形で行うというような状況のようであります。N P Oというのは、地方自治体も認可することができるのであります。多量に食用油が出てくる、廃食用油が出てくるような地域では、そのような活動がそれなりに利益を上げる事業に成長しているケース、これは先ほど申し上げた国営放送、月曜日11時ごろからニューエコロジーというテーマで放映しているものであります。きのうこの原稿を書いた職員に聞きましたら、そんなもの見る時間ないと。月曜

日の11時からテレビ見ているほど仕事は遊ばせておりませんから、私のような暇な人間が見て覚えておる方がいいわけでありまして、しかし重ねて申し上げますと、今申し上げましたように、そのようなことを企画されて実行しようとする方がおられるのであれば、側面からの支援はいただきたい、そう考えております。

次に、むつショッピングセンター従業員の未払い退職金についてのお尋ねであります。昨年9月20日の事業停止から、これまで市では庁内に関係部課長で構成する庁内連絡会議を設置したほか、むつ公共職業安定所や青森社会保険事務局むつ事務所、むつ労働基準監督署、むつ商工会議所などの関係機関と協調し、離職者に対する雇用の確保や健康保険、年金などの切りかえとあわせて取引業者等に対する金融、経営の各種問題について対応してまいったところであります。

まず、堺孝悦議員お尋ねの未払い退職金を含む労働債権に関する破産法上の取り扱いについて申し上げますと、昨年1月の破産法の改正により、それまで労働債権は他の一般破産債権よりは優遇される優先的破産債権として区分され、税などの財団債権に次ぐ区分でありましたが、破産手続決定前3カ月の定期貸金等の労働債権は、税と同様、財団債権としてより優先的に支払いが受けられるようになり、破産整理上での労働債権が重要視されたところであります。

また、企業の倒産に伴う貸金未払い者に対する国の救済措置として、貸金の支払の確保等に関する法律に基づいた未払い貸金の立てかえ払い制度があります。これは、破産手続開始決定、または申し立ての日の6カ月前の日から2年間に退職した者を対象として、定期貸金や退職手当の一定範囲内で独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主にかわって支払う制度であります。先般新聞紙上で立てかえ不能と報じられた方々は、この立てか

え払い制度の対象となる破産手続開始等の申し立て日の6カ月前の退職者という条件を満たしていない方々でありまして、これらの退職金は債権区分上では優先的破産債権として位置づけられておるものであります。

これら退職金未払い者の支払いを条件つきで旧アークスプラザ土地、建物取得代金の支払いはできないのかとの趣旨のご質問であると伺いましたが、法的制約や破産管財人の判断によるところが大変大きく、難しいものがあると認識いたしております。破産管財人と債権者という民事的なものに市が積極的に介入できるものではありませんので、ご理解願いたいと思います。

次に、質問の第5点目、下北少年自然の家の市の管理についてであります。さきの行政報告で述べましたとおりであります。今後の施設の補修の具体的なことに関しましては、管理運営や体制等、所管部署となります教育委員会とも協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

なお、去る12月11日に県知事に対して、今議会終了後に正式に返答する旨話をしてまいりました。これについて、県から18日に副知事が来庁し、具体的支援策を提示してきております。ただし、譲渡後の維持運営等にかかわる支援策については、市の厳しい財政事情から県とは慎重な協議が必要と思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（堺 孝悦） 除雪計画について再質問させていただきます。

合併時の申し合わせ事項で、むつ市の方式に沿うという形でことしの計画は盛ったということでございますが、私調べましたけれども、料金に関して言えば、1時間当たり、大体10トン車で、たしか1万8,000円です。従来旧大畑町が直営方式あるいは委託を併用した場合1万2,000円にした

はずです。つまり簡単に申し上げれば1時間6,000円除雪費が高いわけです。では、旧大畑町と旧むつ市の除雪について、どんな金額的な差異が除雪に対して影響を及ぼしているのかという観点に立つと、ことしの除雪、雪が降らなければ別にないわけですから、なかなか難しいですけれども、端的に考えて我々は、従来ずっと大畑町に暮らしてむつ市にも出てくるわけです。旧大畑町の除雪の方がきめ細やかだったというのは身びいきではなかったはず。そこで、今回機械を貸与したということもあります。その貸与の条件、あるいは料金の問題、貸与に対して有料なのか無償なのか、どういう理由で貸与事業者を選定したのか、詳しいものをお聞かせ願いたい。

それから、県の試算方式にのっとったということでございます。私、県の担当課に市が、あるいは町村が県の算定方式に沿わなければならないものがあるのかと聞きましたら、それは全くないと、市独自でやって構わないのだというご返答でした。やはりその算定基準が県頼みではなくて、地元の除雪に沿った算定でなければならない。これが地方自治であるべきでありまして、どこまでも大きいものから天下り方式でやるというのでは、雪だるま式に予算が膨らむだけです。ことしは市長もちょっと拙速であったという言葉がございました。担当課とのやりとりでも、ことしはやむなしという言葉が出ました。そこで、根本的見直しをすべきであるということも提言しておきました。そういう観点からも、雪が降ってから今さらやり直ししろといったって、これはできる話ではない。今から従来の算定方式に、どこに瑕疵があったか、瑕疵という言葉は失礼ですけれども、どこに食い違いがあったのか。そして、また住民サイドから見て、この6,000円の差が果たしてことしの除雪に対してどのように影響するのか。十分留意をしなければならない事件だと思っております。

すので、さらなるこの料金問題、それから貸与の問題、それから直営方式と全面委託ではどのような影響があるのか、これも十分見きわめなければなりません。なぜかという、毎年来るわけです、雪の問題は。そして、毎年同じようなことを繰り返して、なかなか抜本的な対策をとれないで来ているわけです。ぜひこちらで本腰を入れて、先ほど流雪溝の問題も出ました。少子高齢化の中で除雪がどうあるべきかというものを市民ともどもにひざを交えて議論する時期ではないかと思っておりますので、その辺のお考えをひとついただきたい。

それから、入札制度。これは、非常に地方と中央との差異もあります。中央は、どんどん経済的効果があって非常に景気がいい。地方は、しかし人口流出、少子高齢化、税の落ち込み等々考えると、なかなか地元企業が生きられないということは、地元雇用が少なくなるという非常に二律背反の国家であります。しかしながら、それはそれとして、やはり入札制度が国あるいは県で見直す時期に来ているわけです。市長は、先般の答弁の中で、これは言葉の滑りでしょう、決して本心ではそう思っていないと思いますけれども、官製談合すれすれであると、こういうことを議会で言っているわけです。すれすれであるということは、どう解釈すればいいのか。私も、善意に解釈すれば、まあよしとしなければならぬし、悪意に解すれば危ないぞと、こういうことなのです。やはり市長、我々は言葉で飯を食っていると言っても過言ではないのです。市長の重みのある発言をいただきたいので、この辺をもう一度。官製談合が全国的に問題になっているところで、市長のこういう発言は、非常に我々も疑心暗鬼を生みますので、もう一度その辺の、官製談合とは一体何なのか、それからすれすれと入り込まない、その辺の見きわめはどうつけるのか、ここをご返答いただきたい。

い。

それから、入札率は95%前後で推移していると。大体そういうところでしょう。同じような積算根拠でやっているとならぬのだという、従来の大畑町でもそういう答弁がありまして、これだけ情報社会であれば、多少それに近いものが出てきてもやむなしかなという気はしていますので、その辺はいいでしょう。

それから、もう一つ、リサイクル活動について。実は、これは市長も大所高所から述べられましたけれども、神奈川県大和市がやっているわけです。ごみの収集車に使っています。大体10台くらい使っているそうです。廃油の出る量が段違いであるということもあります。近くでは、八戸市でことしの4月から実験的に市が500万円を出して機械を購入してやっているそうです。私、見に行こうと思ったけれども、なかなか行く機会がなくてずれているわけですが、その情報も得ました。機械も寒冷地向きと、それから南では大分違うそうです。北海道の機械を使っているそうです。500万円で購入して、現在1カ月1,000リッターで活動している。そのトラックも種々さまざまですが、メーカーによってはふぐあいもあると、そういうことです。

私は、私の関係している団体にその資料を求めて、ここにあります。標準的に言いますと、年間大体50万円くらいですか、利益が出るのです。神奈川の実例を申し上げますと、障害者の方々はこの運営を委託か、それとも直営かわかりませんが、任せているという現状があります。そういう中で我々は民間サイドでもってこのプランを立ち上げていきたいと思っております。そして、この購入先が、我々から見ると売る先です。市長から見ると購入先です。これが大体市価の1割安いということなのです。ですから、20円くらいでしょう。資料でも大体そういうものです。そこで、

市にお願いしたいのは、市の手持ちの車両で何両それにたえ得るのか。できれば古い車両ほど燃費がいいそうです。そういう情報をもらっています。そこで、担当部局に煮詰めた話は持っていきますけれども、ぜひそういう現状の車両の使用ができる情報をいただきたい。

それから、先ほど申し上げました機械が500万円、我々民間ではとても手が出ないのですが、リースという手もありますので、その辺もぜひお互いに官民力を合わせて、バイオマスに対する踏み込む一つの手がかりとして進めたいと思っておりますので、ご協力をお願いする次第です。

それから、労働者の退職金について質問させていただきます。市長の言うとおりなのです。ヒアリングでも、これはもう十分わかっております。ただし、市長に私はここでお願いしたいのは、法的にはそういう壁があるのです。ただし、やはりあそこに市庁舎移転する限りは、23人の未払い問題が引っ張っているということですね、市長。そこで、市長、市長は破産管財人と太いパイプを持っているはずですが。今まで我々が情報を出せと言っても、なかなか出してくれなかったのです。しかし、市長のそのパイプを持ってすれば、破産管財人といえども、やはり大岡裁きという手もあります。ぜひ英断を持って、市長、ここは一步踏み込んで、破産管財人と直談判をして、何らかの救済措置に道をつけていただきたい。この辺のご返答をいただきたい。

それから、下北少年自然の家、これははっきり言って県が老朽化と利用者の激減ということで廃止するというのを住民運動あるいは議会、関係方々がもう一回活用したいということでここまで持ち込んだわけです。これは十分評価します。ただし、条件つきです。3年です。3年後については、全く白紙なわけです。つまり3年後には我々独自でもって運営しろということなのです。そこで、

あの運営については、簡単に申し上げれば、全部無料でやってきているわけです。少しお金かかっているかもしれませんが、原則無料です。3年後には収入がゼロと考えなければいけない。そこで、現在の市の財政面からいって非常に厳しいものが出てきます。ヒアリングでも申し上げましたが、あそこにランニングコスト幾らかかっているのかということで県から資料をいただくのがまず先決ではないかと、そう思っておりますので、その辺ランニングコスト、それからきょうの新聞にもありましたけれども、非常に設備が老朽化していると。その老朽化に対して何らかの手だてはないのかということで、その老朽化した設備に対する今のところの見通しもいただきたい。

以上、市長からの答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 除雪の単価の設定の仕方については、先ほども申し上げました。拙速であり、早く統一したいという思いが先走ってしまった。今さら見直しきくかと、これは答弁書のヒアリングをしながら私はそんなことを考えました。しかし、お話を伺うと、旧むつ市と旧大畑町の委託単価にかなり差がある。委託を受けた大畑地区の業者の方は、びっくりしたのではないですか。その間の事情をどれだけ丁寧に説明し、ご理解をいただけるか。これが一番大事なポイントになると思いますが、しかし発注者はこちらでございます。そのあたりについて十分留意しながら、なぜそんな単価になったのか。県の指導でやったなんていうことは、これは口がくさっても言えない話でありまして、独自の地元の諸般の事情を計算の基礎に入れて、いろんなケースでそういう計算はやっているわけですから、そういう手法で単価をはじき出すべきが当然の進め方であろうと思っておりますが、その辺について見直しはするということで指示してありますので、平成19年度の方角に向けて

慎重な対応をさせます。

官製談合というのは、実は使う言葉の取り違えです。私が本当に申し上げたかったのは、例えば旧大畑町が発注していた時期は、旧大畑町の業者に発注するような仕掛けをつくっておった。旧川内町しかり。旧脇野沢村の場合、地元の業者が、特にA級の業者がないということもありまして、また少し違う発注方法をやっていた。このような過去の実態を踏まえ、できるだけそれぞれの土地の業者の方々が工事もそうですし、物品の納入もそうです。そういう方向にしたいということで、一律にむつ市の指名の基準を適用することを避けるという手法をとった。一般競争入札にすれば、全国から業者が集まってくるわけですから、それを排除するというねらいが一つ。もう一つは、過去にそれぞれの地域で市町村の発注する工事等を請け負っていた業者の方々を優先させるという考え方、これを言葉取り違えて官製談合という表現を使ったところでありまして、意のあるところをご理解いただけると思うのでありますが、そのあたりをこの機会に訂正をさせていただきます。

BDF、食用油、使用済みの食用油について、これは収集がまず第一に大変な手数料がかかるのです。先ほど申し上げましたテレビで放映されたケースでも、大量に油を使用する業者がメインになっているケースが多い。そのほかに料理屋さんとか、一番多いのはてんぷら屋さんでしょうが、そういうところから集めるにしても、事業者でやっていた方は、いわゆるガソリンスタンドの経営者が自分で灯油を納めに行った車で持って帰るといったような往復活用できる方法をとっているというケースもありました。

もう一つの、これは完全にNPOでやっている方は、売るために菜種畑つくってしまったという。収集もやるけれども、さらに油を生産して、菜種

の油が一番いいのだそうです、廃油になってから活用するには。菜種のべらぼうに広い栽培をやって、その菜種で搾った油を売って回収するというのもやっているという。新しい工夫がどんどん入っていくという。神奈川である、八戸市でやっているのではないかというお話ですが、多分これは指定管理者的な方式を採用しておられるのだと思うのです。指定管理者だって、当然利益が出るわけですから。しかし、そのための工夫は、公務員を使ってやるということには適さないのではないかという思いがありますので、その間をどう調和させるか、そしてどういう組み合わせにすればどちらも喜ぶ、環境にも貢献するという。堺孝悦議員、私はやるけれどもという一言がありましたから、その際にはどうぞひとつ声をかけていただきたいと思います。

それから、破産管財人、要するに新庁舎の取得のために、これは月曜日に手続をもう終わっております。破産管財人といかに近くても、破産管財人には一定のルールがありますし、債権者の序列があって、債権者の数が多い今回のケースでありますから、我々が大きく近しいわけでもございませんし、影響力を発揮する余地はほとんどないと思います。債権者の第1順位が税であります。次は労働債権であり、3番目が言うまでもないことでありますが、抵当権等を設定している債権者という順序がありますし、これで管財人に回収できる債権者というのは、税と、それから準国立金融機関です。あとは、それぞれ債権を満たすだけの額になっていないという状況だと私は考えております。この中に、我々が買ったのだから、それで何とかしろと、こういうようなことはなかなか申し上げにくいだろうと、こう考えます。

次に、下北少年自然の家であります。おっしゃるようなことは、すべて組み込んでおりまして、ただ18日、副知事の説明では、いずれにしても県

議会もまだ完全に終わっていない、この中でどう  
いう論議になるかわからないと。しかし、現時点  
での方針としては、将来については一緒に考えま  
しょう、こういうことであります。来年選挙が  
ありますから、どうなるかわかりませんが、  
ただ、私が申し上げたいのは、三つあるうち一つ  
廃止して、あと二つどうするのか。残った二つも  
廃止しろよと言いたい気分なのです。優位性はど  
こでつけるのだと。ほかの二つは、大畑のものよ  
りここが格段にいいという証明ができますか。我  
々は、大畑の方がいいよと、こう主張しているわ  
けでありますけれども、そういう説明が何もない  
のではないですか。だけれども、下北少年自然の  
家には不利な条件をつけて、存続するなら市で受  
ける、こう言っているわけです。このあたり、今  
後ただちに詰めめの段階に入るか、これから腰を据  
えた長い交渉になるのか、それは別として、私ど  
もは下北を廃止して不利な条件をつけるのだから、  
ほかを廃止しろという議論は、これは成り立た  
ない議論です。ほかを存続するならおれの方にも  
同じような条件を出してくれよと。ただし、指  
定管理者などをつくって、それなりにアウトソー  
シングして安く上げるための努力はするけれど  
も、それにしても指定管理者に預けるにしても、  
それなりの形のきちんとしたものでなければなり  
ませんし、利用料をちょうだいするならするで方  
法を考えなければならぬし、それなら右倣えで  
そっちは右倣えさせてくれよと。完全サービスと  
いうのを過剰サービスと考えるか、適切なサービ  
スと考えるか、そこから議論をしなければならぬ  
だろうと、こう思います。三つあるうち一つ廃  
止したから、これに右倣えさせるのか、一つ廃止  
したけれども、次も同じような形をとりたいと言  
ってくれるなら、私らはそれならもう納得せざる  
を得なくなりますけれども、それは言えないでし  
ょう。ですから、ある程度のサービスを提供でき

る状況をやってもらわなければ、旧大畑町が非常  
に粘り強い交渉をやってあの施設をつくるため  
に、もちろん起債も起こしています、努力も随分  
やってできている施設でありますから。それを守  
るためには、さまざまな理屈も考えなければなり  
ませんし、手法も考えなければならぬと思っ  
ております。これは、長い交渉になります。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（堺 孝悦） 除雪について、答弁得られな  
かったので、貸与という現状を、一つお聞きした  
いと思っています。

○議長（宮下順一郎） 建設部副理事。

○建設部副理事土木課長（太田信輝） お答えいた  
します。

市の保有している除雪機の貸与でございますけ  
れども、まず除雪機の絶対数が市内には足りない  
わけです。そのうち業者でオペレーターがいると、  
ただ除雪機がないと。これは、リースでやります  
と相当高いものにつきますので、市の除雪車を貸  
与すると。そうすると、ほぼ半額くらいで貸与で  
きて、効率的な除雪ができるということでござい  
ますので、ご了解をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（堺 孝悦） 私から見ると、その現状と金  
銭の問題が、除雪費は高くなって、業者には半額  
で貸与するという、業者から見れば、非常に願っ  
たりかなったりの今回の料金設定並びに除雪体系  
なわけです。それが住民の除雪に対して非常に効  
果的であれば、それはそれでいいでしょう。しか  
し、従来の除雪と何ら遜色がないとなれば、これ  
はひとつ考えなければいけないのです、市長。担  
当部局も、今回は何とかこれをやらざるを得ない、  
市長ももう一回根本から見直すべきだということ  
では十分配慮をしなければならぬということ  
で、除雪についてはこれで質問を終わります。

さて、入札制度、これも二律背反の問題があり

まして、地元優先がいいのか、それとも一般競争入札がいいのか、これはやはり地方自治を存続するという意味では地元の企業を守らなければいけないという大前提があるわけですから、つまり地元の企業を守るということは雇用を守るということです、簡単に言えば。そういうことでは市長も非常に悩んではいると思いますが、しかしやはり片方にはさっき言葉の取り違えがあったということですが、全国的に首長が選挙の一つの道具としてという言葉は失礼ですけども、結果的にそうならざるを得ないところに危ないところがあるということで、我々も十分注意を払って見守らなければならないので、市長もその辺は少なくとも季下に冠をたかさずということもありますので、十分注意していただきたい、そう思っております。

それからリサイクル、これは市長の言うとおり、官がやれば丸投げになります。それで、私たちは決して官を当てにしているわけではないのです。はっきり申し上げると、官に買っていただきたいのだと。売るところがなければ、一生懸命つくってもどうにもならないということで、そこで1割ないし1割5分ぐらいは安くしますので、買っていただきたいということです。それが環境問題に取り組む一つの市の姿勢に多分なると思っていますので、ぜひご協力をお願いしたい。

それから、退職金問題について市長は、法律の壁というものを本当にまざまざと、得々と述べられました。しかし、破産管財人に言うてみることにやぶさかではないはずですが、むだでもいいのです。言うてみることで、言うてみないことには相手に通じないわけですから。

私は、労働者問題について、ちょっと触れてみますけれども、旧アークスプラザの跡地の問題というのは、もともと破産管財人から市側に申し入れがあったという大前提があったはずですが、その

辺をつかまえば、やはり破産管財人が今度は市の方の要望も聞くべき立場ではないかと思っておりますので、ぜひ市長、英断を持ってむだでもやってみることで。

それから、下北少年自然の家は、3年後はまた県と協議するといいますが、一たん任されたものがこっちであれば、主導権はこちらにあるわけですから、はっきり申し上げて。したがって、3年後に備えて、今から3年後にはこういう方針です、よ、よろしいですかという大前提をしなければ泥縄式になってしまう。そこで、さっき言った無料がいいのか、有料がいいのか、指定管理団体がいいのか、その辺も今からもう既にたたき台をつくらなければいけないと思っておりますので、その辺、市長、今から立ち上げるべきではないかと思っております。

大体私の質問もこれで尽きました。一番大事なのは、このように労働債権問題が棚上げされたということになると、私たちは今、私もビジネスちょっとやっていますけれども、最低労働賃金で年間本当に厳しい生活を送っているのが現状です、市長。片方でボーナスが何十万円と入る人があれば、片方で年間それに匹敵するような年収で暮らしている人がたくさんいるはずですが、この労働問題こそが市長、このむつ市の住民にとって解決する道があるとすれば、市長しかないのです。ぜひ英断を持って取り組んでいただきたい。この辺は市長に今さら言わなくても十分わかっていると思っておりますので、これで質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 役所で所有しているディーゼル車は58台、多分軽油の1カ月平均使用料が5,843リットル、結構な量であります。そういう面でもご協力は申し上げるという包括的なお答えはしておりますから、そのようにご理解いただければと思います。

それから、破産管財人から市の方に買ってくれないかという話があったわけではありません。我が方から申し出をいたしておりますので。また、税、労働債権の次の第1優先順位を持っているのは主取引銀行でありますから、そちらの考え方も破産管財人には大いに影響を与えますと思います。そちらは私どもの、ある意味での部分的な指定金融機関になっておりますから、それなりのおつき合いはありますので、そういう手法もあることはあります。

下北少年自然の家についての協議は、これは県が平成19年度の予算編成するために急いでいるという事情がありましたが、それはそれ、3年後に話し合いを再開するなんていうのは、どっちがどこまで責任とれるかわからないわけですから、平成19年度に入ったらただちに協議に入るということでないといけないと考えております。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 16番富岡幸夫議員。

(16番 富岡幸夫議員登壇)

○16番(富岡幸夫) ただいまの堺孝悦議員の質問についてであります。リサイクル燃料のことについての発言でありますけれども、地域の先駆者となって製造をして、そこまではいいのでしょうけれども、安く売って買ってもらえないかという発言は、この議場の中での質問とやりとりの中ではなじまない発言であると、私はそのように思います。このことについては、地域の中で現在廃油を集めて製造されている業者もあるやに私は聞いております。そういう先駆者がいるのに、その廃油を集めても集まらない、苦労している、いわば食用油、廃油、これは産業廃棄物になるのか、リサイクル燃料になるのか、こういう微妙なところもありまして、例えば学校なんかでは、廃油としてでしか……

(「議事進行に値しない」の声あり)

○16番(富岡幸夫) そういうふうなこともあるものですから、その辺のところを十分後で議事整理をしながら、議長において精査していただくようお願いをしたいと思います。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 6番川下八十美議員。

(6番 川下八十美議員登壇)

○6番(川下八十美) 議事進行を取り上げていただきましてありがとうございます。

決して私は、私たちの会派の一人であるからということではなしに、いわゆる議員の質問というのは、それぞれの議員の考え方、あるいはこの一般質問はその特典でありますから、議員の質問の内容について云々できることは、いかなる議員であっても私は考慮するべきだと思っております。市長の答弁については、これは議会でありますから、私は議事進行を出してそれなりの考え方を是正、あるいはまた答弁の削除等もあろうかと思えますけれども、議会議員それぞれの発言については、それぞれの議員が責任を持って発言しているわけですから、議事進行に値しないものと思っております。議長においては、配慮をお願いします。

○議長(宮下順一郎) ただいま富岡幸夫議員から、まず最初に堺孝悦議員の発言に対して、発言の内容等についての配慮をしていただきたいというふうな部分での議事進行がございました。そして、その後川下八十美議員からも、今度は富岡幸夫議員の発言に対してということでの議事進行が出たところであります。議長といたしましては、会議録を起こしまして、そして精査をして議会運営委員会で協議をいただきまして、この取り扱いについて検討をして協議をしていきたいと、このように思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ

って、後刻議会運営委員会を開催し、措置したい  
と思います。ご了承願います。

これで、堺孝悦議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開  
きます。

斉藤孝昭議員

○議長（宮下順一郎） 次は、斉藤孝昭議員の登壇  
を求めます。58番斉藤孝昭議員。

（58番 斉藤孝昭議員登壇）

○58番（斉藤孝昭） むつ市議会第190回定例会に  
当たり一般質問を行います。

本市は、平成17年度から集中改革プランを策定  
し、行財政改革に積極的に取り組み、平成17年度  
実績で3億860万3,000円の節減が図られたと公表  
しています。しかし、節減項目のほとんどが職員  
の給与などの削減によるもので、制度や政策の改  
革、改善に至っていないのが現状と感じています。

集中改革プラン実施初年度ということがあると  
思いますが、早急にその他の施策の実施を行わ  
なければならないと考えていました。ところが、庁  
舎移転という大事業が急浮上したことで職員の繁  
忙感が増し、行財政改革が鈍化するのではない  
か、プランの先延ばしがあるのではないかと心配し  
ています。

本市の財政状況は、依然として逼迫し、硬直化  
していることは私から言うまでもありません。行  
政がさまざまな施策を実行するためにも、市民の  
要望に速やかにこたえるためにも、市長の強力な  
リーダーシップが要求されます。市長におかれま  
しては、市民のために体を張って頑張っていただ

ければと思っていますので、今後もよろしく願  
いいたします。

さて、質問の1点目は、大湊新町にある旧野球  
場の売り払いについてであります。市有財産の売  
り払いについては、平成18年度の当初予算で2億  
7,460万円の市有地の売り払い収入が計上され、  
歳入の一部となる予定であります。しかし、10月  
31日現在の売り払い契約では、8,581万1,793円と  
予定にはほど遠い額となっていて、平成18年度当  
初予算どおりに歳入歳出が進めば、市有財産の売  
り払いが予定どおりできなかったことにより、こ  
の項目だけで約2億円の赤字を計上することにな  
ります。そのほかの項目で歳入の抑制を行い、こ  
の部分のフォローを最終的に調整してくると思い  
ますが、市有財産は市民のものであるという考え  
から、処分する場合は金額に関係なく場所、価格、  
用途などを事前に公表し、市民の協力を仰ぐこと  
が必要であるのではないかと考えています。

そこで、本題に入りますが、この件については  
市民の皆さんから旧野球場で工事が始まっている  
が、何ができるのかとの問い合わせがあったこと  
や、大湊新町町内会から、この土地の有効活用に  
ついての要望書が市長あてに提出されていること  
を知り、質問に至っています。まずは、社会福祉  
法人「桜木会」へ随意契約により売却した経緯と  
理由についてお伺いいたします。

次に、坪単価1万6,500円という価格はどのよ  
うな考え方や基準で決めたのかということです。

1平米に直すと5,000円、面積4,950平米、総額  
2,475万円でありました。安過ぎないかという話  
も聞かれます。また、福祉施設を建てるのだから、  
妥当な値段ではないかとも聞きました。どのよう  
な考え方や基準で価格を決めたのかお伺いいたし  
ます。

最後は、売り残した土地の活用をどのように行  
うのかということであり、この場所は、冬に

なると周辺地域の雪捨て場として活用されていると聞きました。さらに、大湊新町町内会とむつ消防団第6分団から連名により、この地域には災害時の避難場所がないため、避難場所として活用してほしいこと、第6分団には消防屯所がなく、大湊消防署に間借りし、活動しているため、消防屯所を設置してほしいこと、さらに地域の融和の場として、ゲートボール場の整備をしてほしいことなど、この場所の活用について、本年9月3日付で要望書が提出されています。よって、売り残した野球場の土地活用についてお伺いいたします。

質問の2点目は、地方自治法改正の基本認識についてであります。さきの通常国会で地方自治法の一部が改正されました。その中で今回収入役、助役を副市長に一元化する、識見を有する者から選任する監査委員の数について条例で増加することができるとする、クレジットカードによる使用料等の納付、有価証券の信託ができる、行政財産である建物の一部貸し付けなどを可能とするという四つの事柄について質問いたします。

初めは、助役、収入役制度を廃止して副市長制度に一元化することについてであります。これは、それぞれの地方公共団体の判断によって、人数や責任分担を副市長へ指定できると聞いています。したがって、一般企業のようなトップマネジメント体制ができ、組織の簡素化の視点も含めて再構築していけるのではないかといいながらあるのではないかと予想します。本市としてのトップマネジメントのあり方はどうあるべきとお考えなのかお伺いいたします。

あわせて副市長の有無、また設置する場合の定数を条例に定めることになっていますが、どのような体制を整備しようとしているのかお聞きいたします。

次に、監査委員の充実についてであります。監査委員の役割は、地方分権が進む中であって、事

務量がふえ、権限の範囲も広くなり、ますます重要性が増してきていると思います。今回の改正の趣旨は、地方公共団体の実情に応じて監査機能の充実を図るため、識見を有する者から選任する監査委員の定数を増加することができるとするものであります。自らの判断で委員の数を増加させ、専門的知識を有する者などを必要に応じて選任することが容易になるわけです。監査の充実を図るため、具体的にどのような運用を考えているのかお伺いいたします。

次は、クレジットカードによる歳入の納付が可能になったことについてであります。クレジットカードによる納付が市民に広く活用できるものに市民税、水道料金、公立病院の診察費、施設の利用料などがあると思います。そもそも地方にはなじまない仕組みだとは思いますが、自治体の判断でカード払いを認めることが適当だと思ったところがやるという仕組みになっています。クレジットカードによる納付制度を本市に導入する必要性についてお聞きいたします。

最後は、庁舎の空きスペースの有効活用についてであります。行政財産の貸し付け範囲の拡大は、構造改革特区提案などにより地方公共団体などから要望があり、改正されたと聞いています。現行の行政財産制度の計画を維持しながら、行政財産である建物の一部貸し付けなどをすることができるようにしたものだとは認識していますが、例えば合併により生じている分庁舎の空きスペースの有効活用などが図られることが期待されます。よって、庁舎などの空きスペースの有効活用について検討すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わりますが、細部または不明点については再質問とさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、大湊新町市有地の売り払いについてのご質問の第1点目、契約方法についてであります。公共的団体である社会福祉法人「桜木会」から平成18年9月8日付で普通財産の売り払い申請がありましたので、これを精査したところ、この健康福祉施設整備が当市の介護福祉基盤の充実及び社会福祉の増進が図られ、公益性が高いものと判断し、随意契約としたものであります。

次に、第2点目の売り払い価格についてありますが、当市の固定資産評価の際に用いる路線価をもとに、土地の形状等の画地条件や環境条件等の状況を勘案して補正を講じた後、単位面積当たりの地価公示価格相当額を算定したものであります。売り払い地の概況から、この単位面積当たりの価格を採用することが妥当であると認められましたので、売り払い申請のあった面積4,950平方メートルを乗じ、総額2,475万円で売り払いしたものであります。この面積のうちには、いわゆるのりが大きく含まれており、隣接した宅地価格とは単純に比較できないものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の第3点目、残地の活用についてありますが、この土地は昭和34年に旧大湊町が取得させていただいてから平成5年3月までの間、大湊野球場として使用していたものであります。廃止の際には、地元の町内会や商店会から、その跡地利用についてのご意見が寄せられておりましたが、今般地域密着型福祉施設が建設されるに当たりまして、大湊新町町内会から地域の活性化の一因となる活用を検討するよう要望されているところであります。具体的には、今後地域関係者の方々のご意見をお伺いしながら、その活用方法を検討してまいりたいと考えているところで

ありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、地方自治法改正の基本認識についてありますが、ご質問の第1点目の助役、収入役の廃止に伴い、本市としてのトップマネジメントのあり方はどうあるべきと考えるかというご質問と、第2点目の改正を受けてどのような体制を整備しようとしているのかのご質問につきましては、関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

今回の地方自治法の改正は、地方自治を拡充していくうえで、執行機関の組織の形態等については可能な限り地域の実情に応じて自らが選択できるよう地方自治制度の弾力化を図ったものと理解しております。したがって、当市の現状を踏まえつつ、基本的に市政の効率的運営が望まれる制度については、積極的な運用を図っていきたいと考えているところであります。

まず、現助役については経過措置を適用し、副市長とすることといたします。副市長には、助役の職務であります長の補佐、職員の担任する事務の監督等に加え、長の権限委任を受けての事務執行を明確化し、長の命を受けての政策及び企画をつかさどる権限を一部付加することを考えております。

また、現行の助役の権限が拡大強化されることから、副市長の定数は現状のままでいいのか、検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、収入役制度についてありますが、本市は合併後間もない状況で、行財政改革を着実に進めていく必要があることから、施行日で収入役を廃止する考えは持っておりません。収入役は、施行日の平成19年4月1日以降につきましても、任期の継続する期間は在職できることになっておりますので、任期満了の期日までは収入役制度を継続する考えであります。

次に、監査の充実を図るため、具体的にどのような運用を考えているかのご質問であります。監査委員については、これまで法律でその数が規定されておりましたが、今回の改正では、地方分権の進展による自己決定権と自己責任の拡大に伴う公正で効率的な運用を図るため、監査委員の数を地方公共団体の実情に応じて増加することができることとしております。本市におきましては、市町村合併時に監査委員事務局の職員を増員し、監査制度の補強を図っておりますが、一部事務組合の監査事務もあり、監査量が多いことから、今後とも法改正の趣旨、行政改革の観点等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、クレジットカードによる納付制度を本市に導入する必要性についてのご質問ですが、地方公共団体の歳入の納付につきましては、現金、口座振替等の方法が一般的であります。さらに地方税のコンビニ納付を可能としているところもあります。

今回の改正によりまして、クレジットカードによる納付が可能となる歳入といたしましては、市民税のほか保育料、施設の使用料、水道料等が想定されるところでありますが、クレジットカードによる納付制度には市民の納付手段の多様化による市民サービスの向上と収納率の向上が見込まれるなど、さまざまなメリットがある一方、カード会社に支払う手数料の負担増や新たなシステムの導入、クレジットカードの普及の地域の実情などの検討課題も多々あることから、それぞれの歳入につき、市民の利便性の向上と費用対効果を念頭に置きながら、導入の適否について検討してまいりたいと考えております。

次に、庁舎など空きスペースの有効活用を検討すべきではないかのご質問ですが、今回の改正により、行政財産である庁舎等の一部を行政処分としての使用許可ではなく、使用者への貸

し付けを可能とすることで、市町村合併や行政改革の進展等により生じている庁舎などの空きスペースを有効利用する活路が開けたものと考えております。分庁舎の空きスペースの活用については、川内庁舎に関し、むつ市社会福祉協議会川内支所と川内町土地改良区が入居する予定となっておりますが、公共団体あるいは公共的団体等の利用について、さらに検討を進める一方、市民からの要望などを調査研究し、今回の改正制度の適用を含め、今後広く民間への貸し付けなども視野に入れ、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、旧市営大湊野球場のことについてでありますけれども、先ほどの市長の答弁の中には、社会福祉施設ということから、特別な理由によるというふうなことを話されていましたが、むつ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのがあります。決まりは予定価格が2,000万円以上、売り払いの土地については1件につき5,000平米以上のものに限ると。今回のこの事案については、5,000平米以上がないということで、議会の承認は必要ないことになっていますが、先ほど述べた特別な理由がある場合で、それなりの乗率を掛けて安い値段で売らないとだめだという場合は、議会の承認を必要とした方がいいのではないかとこのように個人的に考えておりました。そういうところの市長のお考えはどうだったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

市には、むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがございまして、その公共用または公用に資する場合には、減額譲渡

できることになっております。ただ、今回の場合減額譲渡ではありませんで、適正な対価で売買したところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 私が最初にうわさというか、人の話で聞いたのは、むつ市側から「桜木会」の方へ買ってほしいというお願いをしたと聞いていました。先ほどの市長の答弁は、「桜木会」からむつ市に売ってほしいというふうな話があったということでしたが、それは間違いありませんか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 「桜木会」から申し入れがあったとき、私は断りました。あの土地は、ご承知の方も多いと思えますが、土手がありまして、その土手の上を現在会社は消滅しておりますが、その会社が勝手に造成をして、がけ崩れの可能性がかなり高いということで、その造成をした業者に復元を要求しておりましたが、会社が倒産状態になっておりまして、復元のための資力がないと。我々も部分的には手を加えましたけれども、まだ危険性があるのではないかという懸念を持っておりますので、そういう状態の土地を買って福祉施設を建てるのはどうかと思うということで、私は一たんお断りしています。こちらから申し入れをした事実は一切ございません。そのようなことでありますので、うわさを否定していただきますようお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） わかりました。今、現時点までの話は大体わかったのですけれども、もう一つ不明な点がありますので、ちょっとお聞きします。  
今その場所に行く道路は一本道路で、もともとその野球場に行くための専用道路であります。その道路を行政の、要するにむつ市のお金で整備するという話を聞きましたが、それはどうですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ご指摘の道路は、市の管理をする道路でありますので、それを整備する義務は当然あります。多分さまざまな方々が入り出る数もふえると思われまますので、その利用度が高まった状況を勘案しながら対応策を考えていくということに相なります。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） わかりました。

これも聞いた話ですけれども、結構私のところにこう言え、ああ言えと、こういうのもおかしいのではないかというのがあるので、今聞いていますが、受益者負担という言葉がありますけれども、間違いなく、先ほど売り残した土地については、今後有効活用を検討するというふうな話でありましたが、今のところ、その新しい施設に行くための専用道路になっています。ということで、そこを使う受益者が、その道路の整備を当然担うべきではないかというふうな話を聞きましたけれども、今後今みたいなパターンで市有財産売り払いする場合、専用の市道がある場合は、当然市で要望があれば直してくれるような方法になるのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほど齊藤議員、こういう要望書が出ているのではないかというお話がございました。例えば消防分団の屯所をつくれという要求をこの事業者にしております。しかし、消防の屯所は、あくまでも公的な施設でございまして、市が業務委託している形になっておりますから、屯所をつくるなどというものまでおんぶさせるといふわけにはいかないだろう。屯所をつくるとすれば、ほかに場所がなかなか見当たらないので、あの場所を活用することになる可能性が高い。つまり公共関連施設をつくる要素も出てくる。

さらに、先ほどのお話の中にゲートボールとい

うお話もございましたし、避難所として使わせてもらえるような整備をしてくださいという町内会からの要望もあっているわけでありまして、ごく近い将来的に公共性の高い利用がなされる可能性を含んでおりますから、そのような状況を勘案しながら、市道としての整備をしていくということでもあります。現在、宅地造成をして、道路構造令に合った基準で道路をつくったものを寄附を受けた場合には除雪などのサービスをいたしておりますが、それ以外の、それまで公共的に所有していた土地を売買したから、道路は整備しますよと約束のつくような土地は今のところ見当たりません。あるとすれば、用地造成事業会計で持っております土地、これは公共性の高い土地を所持していますから、当然道路等の整備がなされる者のための所有をしているわけでありまして、一々条件をつけられて道路を整備してやるから買ってくれなどという願いは一切しないことにはなっております。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） わかりました。

確認しますけれども、大湊新町町内会から出ている要望書には、近々要望にこたえるということではよかったかどうか、お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 町内会から出ているのは、要望する先が違っていたのです。こういう福祉施設をつくらうとしている計画に対して、何だかわからないけれども、いろんな要望が出ているのです。しかし、それをただちにもう時間を置かないで、市がその実態に対応するというわけにもいけません。ですから、そういう要望があるということを真摯に受けとめて適切な時期に対応するという考え方で今臨んでいるということでもあります。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） わかりました。

売った4,950平米の土地ですけれども、売り払うちょっと前の時期についてどういうふうな、例えば今野球場ですので、円に近い土地の形状になっていますが、建物とかを建てる場面になったときに、その円を四角に測量して売るわけですよ。結局さっき市長が話をしたのり面みたいな、円の中に四角を切ると、わきが出るわけです。そのわきの出たところは、まだ市有地として残るわけですけれども、そういうふうな売り方というのは果たしていいものか、悪いものか。どういうふうな考え方でそのような売り方をしたのか、ちょっと確認のため聞いておきます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 土地の売買につきましては、のり面だけを残して売買するわけにはまいりません。当然のり面も含んで売買するのが通例かと思えます。例えばそののり面だけ残しますと、その管理が市の管理になりますので、何か不都合なことが生じてまいりますので、市としてはそういう売り方はしないというのが原則でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 総務部長、そう言いますけれども、4,950平米という面積を、のり面を入れなくてどうやってはかったのですか。いいですか、4,950平米というのは、坪数に直すとちょうどいい1,500坪なのです。のりというのは、私が言っているのは、野球場はカーブになっていますから、真四角ではないのです。なので、必ず端数が出るはずなのです。4,950平米とどうやって測量したのですか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） あくまで境界ののり面から測量しますので、当然のり面も入ってまいります。のり面を除くという測定の仕方はしませんの

で、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） だから、カーブがあると端数が必ず出るはずなのです。はっきり言うと、議会にかけないとだめな面積だったのではないのかということなのです。お答えください。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 売買するに当たっては、「桜木会」の方から、面積についても提示がありました。それから、場所についても、全体の中でこの分を、建物を建てるにはこういう面積が欲しいのだと、それから建物の位置関係もありますので、こういう場所を欲しいのだということでありましたので、それに従って分割して測量をして売買したと、そういう形になります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） いいのです、別に。福祉のために市有地が有効活用されるのだったら、多分だれもが反対するわけではないのです。ただ、この売り買いの仕方について不明点が多過ぎるから、こうやって質問しているのです。

仮にそののり面も買ったとしましょう、買っているとしましょう。全体の面積のどれくらいだったのですか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） のり面につきましては、1,440平米です。こののり面の部分につきましては、価格については、この通常の価格より低く評価してございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） 別に評価しているとか、どうでもいいのです。もし許されるのであれば、今議員の皆さんから話が出ていますけれども、図面を出してもらえればいいと思います。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 議長のお許しをいただければ、うちの方は資料を出す分にはやぶさかではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） こういうふうには私みたいな者に一々何だかんだ言われないうちに、特別な理由がある場合は、やはり条例で制定されている売り払いのその条件はわかりますが、皆さんが何でそうなのだというふうな不信感にならないように、条例とは別にこういうふうな議案がありますとお知らせしたいという話をしてもいいのではないかと、いうふうには私思いますけれども、今後どういふふうな考え方で、もしこういう場面があった場合です。市長、お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 議長から要請があれば、お答えします。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（齊藤孝昭） よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 齊藤議員、先ほどお願いをした提出書類につきまして、後ほどの配布ということによろしいでしょうか。

○58番（齊藤孝昭） いいです。

○議長（宮下順一郎） では、そのようにさせていただきます。

これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

柴田峯生議員

○議長（宮下順一郎） 次は、柴田峯生議員の登壇を求めます。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） ことし最後の一般質問ということになりました。最初に、市長には分厚い答弁書を丸読みでなくて、抜き書きして要点だけのご説明をお願いして、まず質問に入りたいと思います。

最初に、県道九艘泊脇野沢線につきまして、2年間にわたる災害の対応が待たれておりましたけれども、このたびの新聞報道、あるいは県の報道などから、個々の査定も通り、将来開通の見通しが立たないことに対しまして、市長を初め議員の皆さん方に、あるいは心配した市民の皆さんに改めてご同慶の至りになったこととお礼と感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。市政の重要課題の中から通告をいたしております課題につきまして、大きく分けて四つございます。順を追って質問してまいります。

第1に、農業問題についてお伺いします。平成19年度から農業政策の大きな転換期を迎えようとしています。さて、新市まちづくり計画では、農林水産業の振興として、新たな経営戦略の導入や経営環境の整備を図ることにより再活性化を図りますとあります。しかし、農政の一大転換期にありながら、具体的な農業施策が市政には見えてまいません。財政赤字の中に埋没、職員の創造力も萎縮を余儀なくされている状況にあるのではないかと考えております。市民の中には、そういう考え方をする人も多くあります。

むつ市議会第189回定例会での我が会派の東議員に市長の答えでは、農業経営改善計画のむつ市の基本構想に照らし、年間農業所得を330万円、1人当たり労働時間2,000時間の水準の実現や、

新しい作物への取り組みなどの方向性を示しています。野平地区の取り組みの事例を取り上げて説明されていますが、この構想と実際は風車のように回るのみではなく、立ちどまって今考える農業でなければならないと思います。今日のように白菜、生乳、大根などの廃棄農政となることも私は本当に残念だと思っています。例えば廃棄し、1キロ17円の白菜がスーパーの店頭では4分の1個で70円と値がついている矛盾を農家はどう眺めればいいのでしょうか。自助努力、競争社会で市民の食の台所を担う農業に市政は目を向ける創造性とやる気を高めるようにしていくべきではないでしょうか。

そこで、次の諸問題についてお伺いします。一つ目は、担い手及び集落営農組織の現状について、9月定例会では、58名の認定農業者と答えておられますが、その後はどうなっていますでしょうか。

また、集落営農組織はどのくらい組織化され、農事実行組合なども活用するとしているが、旧市町村別の現況をご報告いただきたいと思います。

さらに、現状の組織上の問題点は何でありましょうか、お伺いします。

二つ目は、本年度の稲作と明年度生産調整等の動向と対応についてであります。JAはまなすの本年度の米の集荷状況は、11月20日現在で契約数量がむつ市管内では2,586俵、1俵60キロ入りですが、全体の34.11%、集荷数量は、そのうち2,178俵で、契約の84.22%、等級別では1等米が平均で59.96%、2等米が28.47%となっているが、農林統計事務所などの発表の作況指数や収穫数量見込みとは相当ずれがあるのではないのでしょうか。自家消費保有米見込みや、スーパーなどの出荷の動向はどうなっていますか。

次に、11月30日、本県に割り当て産米3.5%減と報道されていますが、むつ市の生産調整というか、生産目標数量はどの程度の見込みか。それに

よって、稲作への影響はどのような課題を抱えることになるのでしょうか、お伺いします。

三つ目は、農業振興地域内の農用地粗放化の現状と環境保全について伺います。農用地の粗放化が進み、農地が非農地化され、相当量の農地が失われています。市として把握している農用地の粗放化面積はどのようになっていますか。

また、粗放化に伴い、隣接農地への環境悪化はわかり知れないものがあります。農地保全のため、むつ市脇野沢農業振興公社での受託事業がありますが、これをむつ市全域に拡大することも一つの方策と考えます。今後市としての取り組みを伺いたいと思います。

四つ目は、希少動植物の農業用排水路、ため池などにおける保護の現状について伺います。米の減反政策開始以来、農家によって保守管理されていたこれらの施設は、荒れ放題であります。排水路やため池の実態の把握も困難な状況にあり、そこに生息した動植物は人々の暮らしや命をなくくむためには貴重な存在ですが、市のまちづくり計画でも水辺環境の保全に力を注ごうとしています。その現状についてお伺いします。

五つ目は、農業用機械設備等の現状と更新期の市のかさ上げ助成について伺います。まず、その現状をお答えください。また、明年度から国ではこれらの更新に一定の助成を行う方向で担い手、集落組織による品目横断的対策の促進を図ろうとしています。当然に市としてもこれらの育成助長のため、上乘せ助成はあってしかるべきと思いますが、いかがでしょうか。

六つ目は、農家基本台帳と地図システムの電算化整備促進について伺います。まず、農家基本台帳は、現在旧町村部にはありますが、旧むつ市にはなく、農家の農用地などの情報のおくれが見られるようで、担い手、集落組織の把握にも時間的なおくれが目立っています。また、政策を立案す

る際のおくれにもつながっているように私は思っていますが、これらについて農業委員会会長からのご見解をお伺いします。

次に、地図システムの導入は、農政、税務、行政など、すべての分野に共通性があるもので、法務省の電子化との関連からも、そのネットワーク化から導入が事務効率を高めることとなります。さきに申しあげました農家基本台帳と地図システムの一体化が望ましいものであります。この導入について、市長からお答えください。

農業問題の最後は、北限のニホンザルの保護区域の縮小化による農用地の除外について、市長及び教育委員会委員長にお伺いします。農業とニホンザルの共存のための努力が続けられていることは認めます。しかし、この際私は原点に立ち戻って考える必要性を強く感じています。それは、ニホンザルを国有林野へ封じ込め、追いやることではないでしょうか。さくを設けて農地を保護する政策は、管理、設備投資の面からも限界に達していると思います。その意味で、下北半島全域が保護区は、過ぎたる国の保護対策であったと断定せざるを得ません。速やかに共存のための手段として、保護区の見直しと、その際にまず農用地を除外するようにすべきであると考えます。保護区域の縮小を国に働きかけているようですが、農用地除外は考慮されているのかお伺いいたします。

次に、第2の赤字解消についてお伺いします。国の財政には、税収の増加が4.6兆円見込まれ、回復の兆しが言われ、これによる普通地方交付税の再算定などでの幾ばくかの期待感は望まれます。市の財政への反映は、焼け石に水と同じで、悪化はとどまらないというというのが実態ではないでしょうか。このため市長以下ご奮闘の姿はよく理解できますが、改善の方向は見えてまいりません。市民にとっては不幸の始まりであります。決して悲観論を申し上げるつもりはありませんが、

現実の財政状況は他市のことを言う前に、我が身を直視して判断しなければ、財政計画から破綻へ突き落とされて、気づいたときには既に遅しであります。その際には、市長は強制辞任、賛成した議員の責任も深く問われます。このことをよく心に刻み、議員の使命を果たす必要を私は痛感しております。

ちなみに、資料は古いですが、平成16年度決算に係る類似団体との財政比較分析では、将来負担の健全度は41団体中39位と低いし、また公債費負担の健全度でも、41団体中38位と低い状況にあります。一方、平成16年度一般会計決算時の赤字解消策と本年度の修正された赤字解消計画の内容も新庁舎移転が加わり、住宅の繰り延べなどが綱渡りのものとなっています。また、現在執行中の本年度一般会計の実態は、歳入不足であります雑入が24億7,400万円余りを計上されています。これがさきの赤字解消計画では、何と26億8,400万円にふえることになっています。悪化を示す数値が計上されています。

さて、私は下北半島が丸ごとアトム半島の認識を持って、そう呼んでまいりました。半島内の市町村が原子力産業に依存する姿は、これまでの電源三法交付金や中間貯蔵施設の立地に係る交付金などを見れば証明されます。ちなみに、私たちの新むつクラブで得られた資料によれば、合併旧4市町村がこれまで交付を受けてきたこの交付金が累計で133億5,300万円余りに及んでいます。金額的に見れば、市町村財政に多大な貢献をしてきたことも事実であります。しかし、交付金を利活用して市の財政赤字の解消がいわゆる財政再建の根本を変えるものにはなっていません。これは、だれの責任でしょうか。財政運営のかじ取りか、それを是正、歯どめをできなかった議会でしょうか。いずれにしても、市民は不安とやり場のない感情に駆られているのではないかと思います。

原発産業にゆだねる市政で、今後その活路を見出す努力か、財政運営の工夫がより望まれるだろうし、そこで今後の原子力の立地による電源三法交付金などの見通しを市長はどのようにお持ちでしょうか。また、交付金による財政再建にはどのような課題が伴ってくるのか、あわせてお答えください。

次に、市は平成18年3月、集中改革プランを策定、そしてその財政効果も平成17年から平成21年までの5カ年で26億3,200万円を生ずると算定しています。しかし、新庁舎移転に絡んだ経常経費の大幅増加は避けて通れないでしょう。したがって、新たなプランづくりが求められていることも課題の一つであります。

さて、国では本年8月、行政改革推進のため、地方行革新指針を公表しておりますが、この新指針に対応しての市としての取り組みの状況をまずお伺いします。さらに、新市まちづくり計画の中の財政計画は、合併協定書の1項目として位置づけられ、議決されている重いものであります。しかるに、合併1年経過で、既に市財政計画の整合性はとれていないものとなっていますし、合併特例債の使用について、私は再三指摘してまいりました。この際に、財政計画の組みかえをし、議会の議決を求めるべきであります。それを行うつもりがおありでしょうか、お伺いします。

第3に、市職員等の飲酒運転防止及び服務規律についてお伺いします。一つ目は、飲酒運転等の現状についてであります。自動車による交通事故ほど悲惨なことはありません。当事者も関係者も苦しみに遭います。今、年末の交通安全週間ですが、やはり飲酒運転の防止が最大のテーマであります。

昨今他市町村でも、飲酒運転撲滅宣言などをして防止に努めております。市においても同様のことと思いますが、その中でも特に市の職員につい

ては特別の注意を払っていることも理解できません。市職員や市内各小・中学校の教職員などには不心得な者はいないと思いますが、現状について市長及び教育長からお答えください。

二つ目は、酒酔い運転等に対する処分基準の内容についてであります。相次ぐ飲酒運転による事故を受けて、全国自治体では厳格な対応を決める団体がふえています。市においても9月29日に飲酒運転をした職員に対する懲戒処分の基準を厳罰にし、酒酔い運転は原則として免職とする方針で、年内にも新たな基準を適用するようですが、規定の簡単な経過と新しい基準の内容についてご説明ください。なお、この規定が職員に対して自粛、自制の手段として効果を発揮しているものと思いますが、市長にお伺いします。

三つ目は、市としての撲滅運動の取り組みの現状についてであります。冬の交通安全の市民運動の実情などについてお答えいただきたいと思えます。

四つ目は、地方行政、公務員の信頼回復に関する通知についてであります。最近の地方自治体では、不祥事が相次いでいることから、住民の地方行政に対する信頼をも大きく揺るがすものとなっており、まことに遺憾というべきであります。総務省では、平成18年11月にこの通知を発したとされています。これに対応した市のお考えをお伺いします。ただ、これらによって職員が萎縮することがないように配慮すべきことは肝要と思いますが、いかがでありましょうか。あわせてお答えください。

五つ目は、公益通報者保護のための職員窓口の設置についてであります。職員が職務の遂行に当たって、犯罪防止、プライバシーの保護など、安心や安全が損なわれることのないように保護し、市の法令遵守を強化するために、公益通報の役割が大きくなってきました。したがって、この窓口

設置を図ることに安心や安全が一層高まると考えますが、市としての取り組みはどのようなものが、市長にお伺いします。

最後に、第4として、下北少年自然の家の存続について市長にお伺いします。これにつきましては、先ほどの堺孝悦議員の質疑の内容あるいは答弁の内容で重複する部分があるかと思いますが、私はまずこの施設が下北総合開発期成同盟会あるいは下北全体がこの下北少年自然の家を誘致することにかかわってきたわけであり。今になって県がお金がないからだめだということのようでもありますけれども、いずれにしましても、市が受託するに当たっては市が単独ではなく、下北の少年たちの健全育成という拠点として位置づけることが重要な要素であると思っております。そういった意味から、下北地域広域行政事務組合で受けることも考慮していいのではないかと考えます。市長は、そのことで他の町村長へ働きかけるお考えはありませんか、あわせてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 柴田議員のご質問にお答えいたしますが、大変時間を気にされて、早口の質問でございましたので、要点をメモするのも間に合いませんでした。余り時間がかからないように答弁申し上げたいと思えます。

農業問題に関する質問、その第1点目は、担い手及び集落営農組織の現状についての質問であります。むつ市議会第189回定例会における東健而議員並びに鎌田ちよ子議員の質問に対し、認定農業者数を58名と答弁いたしておりますが、その後の推進活動により、現在は95名の方々を認定しており、地区別にはむつ地区66名、川内地区24名、大畑地区4名、脇野沢地区1名となっております。

集落営農組織につきましては、現在転作集団を

中心にむつ地区で9組織が活動を行っておりますが、集落営農組織としての方向づけや担い手の条件である所得目標の設定、農業生産法人化の取り組みが進んでおらず、認定を受けるまでは至っておりません。また、他の地区においても組織はあるものの、集落営農組織としての要件を満たしていないのが現状であり、集落営農組織への移行は農地の集積と一元的な経理、そして一定の所得を確保できるかが課題と考えております。

第2点目は、本年度の稲作と明年度生産調整等の動向と対応についてのご質問であります。農林水産省が12月5日に公表した作況指数は、当市を含む南部・下北地域は96とされましたが、作況指数と農協の集荷量に相当のずれがあるのではないかとのご指摘であります。市における収穫見込み数量は約874トンで、集荷量は131トンであることから、約743トンが自家保有米や縁故米のほか、農家による直接販売に向けられているものと推測されます。当市を含む下北地域は、これまででも自家保有米や縁故米が多い地域とされ、このことは冷涼な気象や社会的環境に起因するものと考えられるところであります。

また、11月30日に農林水産省から発表された平成19年度米の都道府県別適正生産量については、本県は27万2,990トンとされ、今年度の生産目標数量28万2,750トンに比べますと9,760トン、率では3.5%減となっております。本年市に配分された生産目標数量は1,210トン、面積換算では約272ヘクタールで、農家希望に基づく配分をした結果、生産実績は約874トン、面積換算で205ヘクタールとなり、配分枠を残している状況にあります。このことから、青森県に示された平成19年産米の適正生産量が3.5%減少されたことを考慮しましても、ただちに影響が及ぶものではないと考えておるところであります。

第3点目は、農業振興地域内の農用地粗放化の

現状と環境保全についてのご質問であります。農業振興地域内の農用地区域面積は4,745ヘクタールで、このうち耕作放棄地面積は447ヘクタールとされております。これは、1筆ごとに調査したものではありません。過去の調査から農業センサス等の結果を踏まえて算出したものであります。約10%の農地が耕作放棄されているものと思われまます。

社団法人むつ市脇野沢農業振興公社は、旧脇野沢村で農地保全とイノシシによる地域活性化を図る目的で設立された公社で、農地保有合理化法人としての認可を受け、旧脇野沢村地域内を業務範囲とし、24.4ヘクタールの農地を直接管理しながら農地保全を行っているものであり、第三者の公共的機関が農地保全に取り組むことは耕作放棄地拡大防止と農地集積には有効な手段の一つであります。管理には多額の費用を要することから、業務範囲を市内全域とすることは、公社経営の健全化の方向を見きわめる必要があることをご理解いただきたいと存じます。

第4点目は、希少動植物の農業用排水路、ため池などにおける保護の現状についてのご質問であります。市内には34カ所のため池と、これとつながる用排水路、さらには河川からの用排水路がありますが、現在使用されていないため池は16カ所にも及んでおり、これらを含めた施設は土地改良区、水利組合などのほか組織化されていない地域では直接の受益者が管理しております。水稻作付の減少から、用排水路施設管理への関心が薄くなり、維持管理に当たる組織等では、その対策に苦慮しつつも努力していただいております。農地、農業用水は、食糧の安定供給、多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本として農家以外の方々も含めた地域全体での保全活動が求められております。近年は、安全安心な農産物を求める消費者動向から、減農薬等の栽培方法が取り

入れられ、その成果として水田や用水路にタニシやドジョウ等の生物がふえているとの声が各地から報告されております。市では、水路等の保全のため、地域一体となった資源保全活動への取り組みに対し、国からの交付金制度の活用も含めて川内地区で支援してまいりましたが、平成19年度以降も継続検討してまいりたいと考えておるところであります。

第5点目は、農業用機械設備等の現状と更新期の市のかさ上げ助成についてのご質問であります。農家等が所有する農業用機械の台数は、2005年農林業センサスによる主なもので、乗用型トラクターが360戸で546台、コンバインは116戸で117台となっておりますが、これまで導入時、更新時ともに市のかさ上げ助成はいたしておりません。

柴田議員ご発言の更新に対する国の助成制度がありますが、集落営農育成・確保緊急整備支援事業として今年度から実施されているものであります。実施に当たっては、集落営農組織の設立、個人用農業機械の全廃、農用地利用集積率目標値50%以上等の要件があり、条件が厳しいことから、取り組み実績は少ないようであります。この制度に対する市のかさ上げ助成については、集落営農組織の動向を見ながら検討してまいりたいと考えておるところであります。

6点目の農家基本台帳と地図システムの電子化整備促進につきましては、農業委員会から答弁があります。

また、北限のニホンザルの保護区域の縮小化による農用地の除外についてのお尋ねも教育委員会から答弁があります。

次は、ご質問の2点目、赤字解消の問題についてであります。まず、電源立地地域対策交付金の今後の見通しと交付金による財政再建にはどのような課題があるかとお尋ねでございます。今議会に提出しております赤字解消計画には、平成

18年度から平成23年度までの6年間で総額約150億6,000万円の歳入を見込んでおりまして、この内訳は電源立地等初期対策交付金が約17億6,000万円、電源立地促進対策交付金が約49億4,000万円、特別交付金が約83億6,000万円となっております。また、これらの試算に当たりましては、大間原子力発電所は今年度内の着工、東京電力東通原子力発電所1号機は平成20年11月の着工、使用済燃料中間貯蔵施設は平成21年度の着工とそれぞれの前提条件のもとでの試算となっております。

今定例会の提案理由でも述べたところでありますが、昨年度提出しました本計画と比較しますと、6年間で総額11億3,000万円という大きな減額となっております。中でも着工年度の繰り延べによる減額幅の大きい平成19年度及び平成20年度には、後年度の交付金の前倒し交付を見込まざるを得ないなど、電源立地地域対策交付金が財政運営に極めて大きな影響を与えているという脆弱な財政構造にあることは柴田議員もご承知のとおりであります。

この電源立地地域対策交付金は、平成15年10月の制度改正によりソフト事業や施設の管理運営にも活用の道が開かれるなど、活用の制限が大きく緩和され、当市においても保育所、学校、消防署、ウェルネスパーク等の運営に活用することで大きな財源対策効果となっておりますが、一方では今回のように事業者の計画変更によって交付額自体が大きく左右されるリスクを抱えていることがアキレス腱であり、いわば課題でもあります。合併による恩恵が用意されているといっても、旧4市町村がそれぞれに抱えてきた収支の不足を一朝一夕に解消できるような便利なツールはないのであります。交付金をてことしながら、地道に財政の再建を推進し、少しずつであっても交付金に頼らない財政構造に転換してまいりたいと考えており

ますので、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、本年8月に国から示された地方行革新指針にどのように取り組むかとのお尋ねについてですが、新指針の主な内容は、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計制度改革の3点についてであります。掲げられている数値目標は、現在の計画で達成できる予定でありますものの、行政改革を進めるうえで説明責任の観点から情報開示など透明性の確保にさらに努めるよう求められておりますことから、これらをもとに計画をどのように展開していくか、改めて行政改革審議会での検討をお願いしてまいりたいと考えております。

最後に、合併特例債の使用等で新市まちづくり計画における財政計画を変更し、再度議決を求めべきとのご意見についてであります。今まで申し上げてまいりましたように、5年間発行しないという考え方は合併時の財政計画において累積赤字額のピークが平成19年度には27億円を超える見込みであったことから、まずは財政の立て直しが最重要課題であるとして、財政再建の確たる見通しがつくまでの間、新市まちづくりのための事業ボリュームを抑えていこうとしたものであります。これが財政計画の前提となっておりますので、今後もこの趣旨を変更するつもりはありません。

ただ、通常ペースで行う道路整備等で新市まちづくり計画に項目が掲げられ、かつ旧市町村間での舗装率の格差是正等の理由があれば、合併特例債の活用が可能であると考えておりました。後年度に元利償還金の一定割合が普通交付税に算入されるという有利性がありますので、あくまでも通常の起債にかえてというごく限られた範囲の中で活用してまいりたいと考えております。このことは、予算提案の中で合併特例債であることを明示

し、議会のご理解のもとに活用を図ってまいりたいと考えております。したがって、新市まちづくり計画にあったものを取りやめる、あるいはなかったものを新たにのせるというものではありませんので、計画の変更までは必要がないものと考えております。議員のご理解を賜りたいと存じます。

次に、市職員等の飲酒運転防止及び服務規律についてのご質問にお答えします。まず、飲酒運転等の現状についてであります。まことに残念ながら、本年8月、職員が酒気帯び運転により検挙されたことから、交通違反に関する懲戒審査委員会及びむつ市職員懲戒審査委員会で審議を行い、本年10月11日付で減給処分といたしました。これは、現行の処分基準より重い処分となっておりますが、昨今の飲酒運転に対する国民の厳しいご批判を勘案し、公務員としての信用の失墜に当たるものとして決定したものであります。

なお、市内各小・中学校教員の状況につきましては、教育長より答弁があります。

次に、酒酔い運転等に対する処分基準の内容についてお答えいたします。現行の基準は、昭和55年に改正し、現在に至っておりますが、議員ご承知のとおり、平成16年に道路交通法が厳罰化の方向で改正され、県及び他の自治体においても法改正の趣旨に沿って基準の見直しが進んでいるところであります。当市におきましても、他自治体の例を参考にしながら、平成19年1月1日から新たな基準を適用できるよう作業を進めておりますが、公務員として法令の遵守は当然のこととして処分基準を考える必要がありますし、特に飲酒に係る交通違反、事故に対しましては、基本的に厳しい懲戒処分を行うこととしております。また、そのような違反行為を黙認した職員も処分対象としておりますし、さらに今後は違反行為等を隠ぺいした場合には処分を重くすることを検討し、

何よりも飲酒運転をさせない環境啓発に力を入れていくことが肝要でありますし、飲酒運転をした後の人事異動等においても、しばらくの間懲罰的な内容のものにしていかなければならないと考えております。

次に、市としての撲滅運動の取り組みの現況に係るご質問にお答えいたします。市としての飲酒運転撲滅運動につきましては、春夏秋冬の季節の節目節目に、国あるいは県と歩調を合わせた交通安全運動として、むつ警察署等関係機関との連携のもとに街頭活動をするほか、市政だより、広報車等によりPR活動を展開しているところであります。目下冬の交通安全運動を12月11日から10日間の予定で実施中ではありますが、この時期は忘年会シーズンで飲酒する機会が特に多くなり、飲酒運転による事故が懸念されるところであります。

この運動を効果的に推進するために、市では11月下旬、中央町交差点において、むつ警察署、むつ地区交通安全協会、交通安全母の会及び交通指導隊等と連携をとりながら、波状的な街頭作戦を展開し、ドライバーに対して運動の重点目標であります飲酒運転の根絶を大々的に呼びかけたところであります。

いずれにいたしましても、交通事故の防止、とりわけ飲酒運転の撲滅につきましては妙薬はなく、地域一丸となって粘り強く取り組むことしか道はないと考えるところであり、今後も引き続き関係機関と連携を強固にし、交通安全思想の普及啓蒙を図り、交通ルールなど、遵守の風土づくりに努めてまいり所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地方行政・公務員の信頼回復に関する通知についてであります。相次ぐ地方自治体における不祥事件を受けて、本年11月7日付で総務事務次官より地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について通知がありました。職員の服務規律

の確保につきましては、機会あるごとに注意を喚起しておるところであります。11月14日付でこの事務次官通知を付して職員各位に通知し、改めて公務員としての立場と責務の重大さを再認識して信頼を失うことのないよう強く求めたところであります。職員が萎縮することがないようにという議員のご意見もございましたが、昨今公務員に向けられる住民の目には厳しいものがあります。今後年末年始に当たり飲酒の機会がふえること、また冬期間は積雪、路面の凍結等に起因する交通事故の危険性が增大することなどに留意し、さらに法を遵守する節度ある行動を求めるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公益通報者保護のための職員窓口の設置についてであります。公益通報をしたことを理由とする通報者に対する不利益な取り扱いを禁じた公益通報者保護法が施行され、各自治体において、内部の職員からの通報に適切に対応できるよう通報相談窓口、通報処理手続等の整備に取り組むよう求められているところであります。当市では、総務部総務課を通報相談窓口とし、内部通報者に対し、適切に対応するための要綱を今年度中に制定し、平成19年度から施行する方向で検討しております。ご理解をお願いします。

次に、質問の4点目、下北少年自然の家の存続についてであります。さきの行政報告で述べましたとおりでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、去る12月6日に市教育委員会に対しまして県の対応を、また11日は市としての考え方と県に今議会終了後に正式な返事をする旨を説明してまいりましたことをご報告いたします。ご質問の下北地域広域行政事務組合で受けることを考慮してはどうかとのことでありますが、その場合は構成市町村の負担のあり方など検討しなければならないという課題を抱えることとなりますので、今

すぐ返事を県に戻せる議論にはならないと思います。当面は、行政報告でも申し述べましたが、県からはむつ市が引き受けるのであれば施設を無償譲渡するとのことでありますことから、市で引き継ぐという基本方針でまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 農業委員会会長。

（立花順一農業委員会会長登壇）

○農業委員会会長（立花順一） 柴田議員のご質問の6点目、農家基本台帳と地図システムの電子化整備促進についてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、農地基本台帳及び地図情報システムの電子化については、農業委員会として早急に取り組まなければならない問題であると認識をいたしております。農地基本台帳につきましては、国の政策として平成19年産から導入される品目横断的経営安定対策の実施に当たって、農地基本台帳上の面積が経営面積として用いられることから、従来にも増して、農地基本台帳の保管整備が重要となってまいります。また、合併後農業委員会を一本化し、事務局を本庁に設置しておりますが、農地基本台帳の取り扱いについては、台帳を本庁に集約すべきところ、本庁事務局が狭隘なことから、窓口事務には台帳が必須であることから、まだ各庁舎の対応となっており、このことは他庁舎の台帳の内容確認、証明事務等に支障を来し、ひいては住民にもご迷惑をおかけする結果になっております。このようなことから、早急に農地基本台帳を統合し、整備する必要がありますが、農地基本台帳システムを導入することで、各庁舎のデータ統合が容易になり、電子化することにより甚大な台帳管理スペースが不要となります。また、システムの機能を最大限活用することにより、データの瞬時検索はもちろんのこと、総会議案書の作成やこれらに伴う補正処理、農業委員選挙人名簿登載申請書の作成、各種証明書の発

行などが迅速に処理することができるようになります。

さらに、ネットワークの対応により、庁舎間でのデータの共有が可能となり、各庁舎の窓口事務が有効に機能することになります。

次に、地図情報システムについてであります。農地基本台帳システムと連動するシステムとして、同時期に導入するのがより効果的であるとされておりますが、現在市において全庁的な統合型GISシステム導入の検討がなされていることから、農業委員会としても検討グループに参画し、今後導入後の活用について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上のことから、農地基本台帳及び地図情報システムの電子化は内部事務の効率化による業務改革の推進はもとより、住民サービスの向上にも効果が期待できるものであります。

導入にかかる費用の確保につきましては、財政逼迫の折、相当の困難が伴うものと思われませんが、補助事業の活用等も見据えながら、積極的に財政局と協議してまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の要旨は、ふえ過ぎたニホンザルを国有林野へ追いやり、封じ込めることで農業被害を防ぐべきではないかという点と、保護区域の縮小方向への見直しの中で、農用地をニホンザル保護区域から除外すべきではないか、との2点と伺いました。

まず、ニホンザルの現状についてであります。議員十分ご承知のとおり、下北半島に生息しているニホンザルは、人間以外で最も北に生息する霊長類ということで、学術的価値の高さから、昭和

45年に文部省により天然記念物の指定を受けているところであり、この指定に当たりましては、生息北限地としての地域指定と、種の指定という二重の指定がかけられているところであり、種の指定が下北郡全体、地域指定には脇野沢地区と佐井村の一部地域が指定されていることで、ほかのニホンザル天然記念物指定地域にはない広大な地域が保護区域となっているところであり、この手厚い保護対策が北限のニホンザル絶滅の危機を救ったわけではありますが、天然記念物指定後36年の間に下北半島における生息頭数は増加率で推定した場合、既に1,800頭を超える状態までふえていると見込まれ、農作物に大きな被害を与え、さらには人家侵入、人への威嚇を行うなど、人との共生が困難な状況に至っているところであり、特に最近、川内、大畑地域への出没が急増しているうえ、むつ地区市街地への出没報告も多くなり、猿による被害拡大が現実のものとなっているところであり、

市町村合併後、ただちにこの状態を懸念された市長から、ニホンザルとカモシカ被害に対応する対策プロジェクトチームの編成を指示されたところであり、この対策チームでの調査検討の結果が北限のニホンザルの保護区域を脇野沢地区と佐井村の一部地域に限定することで、地域社会と猿の共生を確立したいとの結論に達したところであり、

ほかの天然記念物指定地域の例では、千葉県富津市、大分県高崎山などで実施されておりますコアエリアを設定する方法を検討してまいりたいと考えております。これは、コアエリアから出た猿は天然記念物でなくなり、捕獲を行いやすくするという選択であります。議員が述べられますように、電気さくや追い上げの強化も限界ではないかと判断しているところではありますが、ご提言のありましたニホンザルを国有林に封じ込める手法に

つきましては、追い込みエリアへのさく設置等の対策経費は膨大になること、環境問題、林野庁への政策など、大きな課題を抱えますことから、いわゆる保護区域の線引きを縮小させていくという手法で、柴田議員の理論に沿った対応をとりたいと考えております。

また、縮小に当たっては、脇野沢地区の農用地をニホンザル保護区域から除外するような線引きを選択していただきたいという意向に対しましても、当然そのような方向で進んでいきたいと考えているところであり、

なお、去る10月25日に文化庁及び環境省に対し、猿対策で苦悩する地域の切実な生の声を届け、抜本的対策について積極的に関与していただくことをお願いしたところであり、国ではこれに対し、保護区域の縮小は第一義的に自治体、住民、学識経験者の一体的共通理解があれば十分可能であるとの見解をいただいているところであり、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、ご質問の教職員の飲酒運転等の状況についてお答えいたします。現在むつ市内小・中学校32校に勤務する教職員数は全部で612名であります。合併前の旧4市町村時代を含め、教職員の飲酒運転による交通事故、交通違反は、約20年前に1件発生しておりますが、それ以降現在まで発生していないところであります。飲酒運転やスピード違反等の交通違反の根絶を初め服務規律の厳正な確保につきましては、常日ごろからすべての教職員に対し、校長会議はもとより、あらゆる機会を通して、従来にも増して強く指導しているところではありますが、今後とも引き続き安全運転に細心の注意を払うよう指導の徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） まず、農家基本台帳、これに

つきましてはやはり市長の英断が必要です。ぜひ平成19年度の予算に盛っていただくということでいかがでしょうか、市長。まず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 農業委員会とよく相談します。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） それから、農業問題は非常によくご説明いただきましたので、わかりました。そこで、赤字解消の原子力関連施設の問題でございます。財政再建上の諸課題についてお伺いしたのですが、恐らく市長は答弁漏れなさったのではないかと考えているのがあるわけです。実は、旧むつ市で平成16年度に交付金の一部を活用して電気料金の免除をなされました。合併と同時に取りやめになっている。しかし、今ご案内のように中間貯蔵施設も、多少大間原子力発電所あるいは東通原子力発電所が延びたとしても、現実にはやはり電源三法交付金が入ってきます。制度の改善の中にも、それらは盛られているわけです。したがって、私は今回の庁舎の15億円の寄附金を住民にわかっていただくためにも、やっぱり電源三法交付金から赤字の中であっても、市長どうです、英断で金額は法律上でなくても、幾らかでもやはり住民に還元するという姿勢が私は大きなクリスマスプレゼントになるのではないかと考えていますが、市長、いかがでしょう。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 基本的には、電気料金の契約している家庭、事業所に還元するという方向で、これは平成14年に方向性を示したのです。しかし、財政の悪化する状況が加速されまして、議会にご相談をして議決をいただいて、還元は1年間だけということに議会の議決をしていただきました。そういう状況がありますので、今日のところ、まだまだ合併によって生じてくる赤字が増大する傾

向に歯どめがかからない、この中で電気料金契約者に還元するという方向性は、かなり努力しても極めて難しい。そういう状況にありまして、財政の健全化をまず図り、できるだけ早い時期に健全化を達成し、そういう状況をつくり出してから需要家に還元するという方向性を見出すことができればと思っております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） ご案内のように、むつ市の過去、市ができてからの決算の状況を見ますと、大体8年間赤字が続くと、次からいい方向へ進むという流れがデータとして出ております。これは、市長の在任中、そういうことの繰り返しになっているわけですが、やはり難しいのではなくて、市長、取り組んでみる必要はありませんか。いかがでしょう。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今行政需要がふえることはあっても減ることはない。私が就任してからむつ市が赤字になっている理由の大きなものは、昭和30年代、むつ市として誕生してから、新制中学校と当時は言われていた学校の校舎を次々に建てた、あるいは現在老朽化しておりますが、市役所を建てた。この公共性の高い建物を建てることによって生じた赤字、ところがそれが主たる原因であるかということ、実は昭和34年、合併した時点で黒字になるはずであった新市の予算、財政が合併と一緒に裏の方に隠れていた赤字がごそっと入ってきた。田名部、大湊、両町の赤字が出てきている。会計処理というのは、非常に極めて巧妙なマジックが使えるようにできているものですから、今度の我々の合併も、そのような要素なしとしないところがあります。このことをひとつ、私はこれ言いたくない要素でありますけれども、そういうものが潜んでいるという合併というものの仕掛け、これをご理解いただいて、財政の健全化をま

ずとにかく優先させなければならないという考え  
方にご理解をお示しいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 合併特例債を使わせていただくという先ほどの答弁なのですけれども、合併特例債を合併によって市庁舎の建設に使うということは、この合併特例債をつくった要綱の一番先に項目として書かれておりますから、そのことは私は否定しないと思うわけです。しかしながら、やっぱりまちづくり計画で財政プランとして5年後まで使わないというのに、もう使っているわけです。そういったことを考えれば、この財政改革プランを変えていく、そして合併特例債も使わせていただくと。その中でやはりこの住民に等しく還元する電気料金の割引きというものも、やはり私は考えていかなければいけないと思うのです。市長は、なかなか「うん」と言えませんが、やっぱりここはひとつ検討するというお話できませんか。市長、最後、答弁。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 議会にお示ししております財政の見通し等に財政の状況がかなり当たり外れがある今の天気予報みたいなものでありますけれども、しかし当分の間赤字から抜け出すための努力を続けなければならないということになっております。私は、需要家に対して還元しないとは言いません。財政健全化の状況を見ながら、それを早期に検討するという考えは持っております。これは、平成16年度1回だけでやめることには、私は非常に悩みました。当時のむつ市民、むつ市で事業を営んでいる方々に約束したことを覆すわけですから。多くの方のおしかりも受けました。ですから、その痛みを裏返しにしますと、十分検討させていただきますということは申し上げることはできませんけれども、いつ実現するかということについては、言葉を及ぼすことはできません。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 検討していただくということで、いつということは3月の定例会でまたお願いすることになりますので、ひとつそれまで十分検討していただいて、お願いして終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、柴田峯生議員の質問を終わります。

#### 散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月20日及び21日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、明12月20日及び21日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

12月22日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議、むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙、農業委員会委員の推薦を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時50分 散会

